

平成 17 年 第 3 回

# 高森町議会 9 月定例会会議録

平成 17 年 9 月 14 日 開会

平成 17 年 9 月 22 日 閉会



高 森 町 議 会

9 月 1 4 日 (水)

(第 1 日)

## 平成17年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成17年9月14日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

9番 後藤 和昭君

10番 甲斐 正一君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（9日間）

自 平成17年9月14日

至 平成17年9月22日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月14日（水）	本会議	提案・説明
9月15日（木）	本会議	質疑・付託
9月16日（金）	休 会	各委員会
9月17日（土）	〃	
9月18日（日）	〃	
9月19日（月）	〃	
9月20日（火）	〃	各委員会
9月21日（水）	本会議	一般質問
9月22日（木）	〃	委員長報告・討論・採決

日程第 3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

- 日程第 4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成17年度高森町一般会計補正予算)
- 日程第 5 認定第 1号 平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 同意第 3号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第37号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 8 議案第38号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第10 議案第40号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第11 議案第41号 高森町出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第42号 平成17年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第13 議案第43号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第44号 平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第45号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第46号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第47号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第48号 平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1 番  | 宇藤 敬 君   | 2 番  | 白石 博 昭 君 |
| 3 番  | 山室 克 尋 君 | 4 番  | 山村 將 護 君 |
| 5 番  | 甲斐 直 三 君 | 6 番  | 野中 謙 三 君 |
| 7 番  | 本田 生 一 君 | 8 番  | 甲斐 廣 國 君 |
| 9 番  | 後藤 和 昭 君 | 10 番 | 甲斐 正 一 君 |
| 11 番 | 相馬 俊 行 君 | 12 番 | 三森 義 高 君 |

13 番 佐伯金也君

14 番 後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君
代表監査委員	色見弘司君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成17年第3回高森町議会定例会を開くに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私とも何かとご多忙の折り、ご出席をいただきまして、誠にありがたく思っております。

まずは、台風被害状況につきまして、ご報告を申し上げます。今月6日に熊本県に接近いたしました台風14号は、県下全域を暴風雨に巻き込み、県内各地で住宅、公共土木施設、農作物に大きな被害をもたらしたところでございます。全国でも20数名の方々が犠牲になられ、不幸にも亡くなられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた方々に対し、心からお見舞いを申し上げますところでもございます。本町でも風、雨の影響を相当受け、この台風に対応すべくいち早く災害対策本部を設置し、災害状況把握に努めてまいったところでございます。

災害調査の結果、公共土木施設や農業・林業関係等で約8,800万円ほどの被害の金額となっておりますところでもございます。町といたしましても、一日も早く復旧に向け、できる限りの対策を講じてまいりたいと思っておりますし、また、安全な町土保全のために万全を尽くす所存でもございます。

次に、第44回衆議院議員総選挙は、自民党、公明党の連立与党が過半数を大きく上回りまして、構造改革の継続等をとげたところでもございます。現政権に再び政権を託す選挙結果となりました。今後、予想を超える速さで少子化、高齢化が進む中、安心して老後を迎えられるように、年金医療制度の改革、また子育て支援制度、さらには、国・地方の財政再建も待たなしで対策をするべきだと考えておるところでもございます。

思いますには、私ども農山村の将来と私どもが成り立っていく上には、基礎自治体のあり方に関しましても、人口規模にこだわらず、少子化の影響等の苦境に立つ農山村に関する新たな展望の政策を示すことなく、小規模というだけの理由で、町村を解消しているようにも思えるところでもございます。私ども、かなりの抵抗も考えているところでもございます。

また、私どもは台地に根を張ります地域の資源を最大限に利用しながら暮らして

きた地域の住民の方々、本当に私どもの営みをもう少し改革の中にも取り込んでほしいなと思っておるところでもございます。ただただ小規模政策の波に沈めないように、私どもの地方のこともご理解をいただきたいと、そのようにも思っておるところでもございます。

また21世紀の日本にとりましても、農山村がなぜ大切なのかは、今後、大きな政治展望を見ながら、私どもも一生懸命お願いをし、またそのようなことで、今回の衆議院選挙も終わったのではなかろうかなと思っておるところでもございます。

また、今回、定例議会におきましてお願いすることは承認2件、認定1件、また同意1件、議案12件、合わせまして16件のご審議を皆様方をお願いするところでもございます。

また、決算審査につきましても、ご多忙の折り、色見代表監査委員をはじめ、三森監査委員も精力的に審査を賜りまして、ご意見の提出をさせていただいたことに関しまして、心から敬意と感謝を申し上げるところでもございます。

また、私どももちょうだいいたしましたご意見等につきましては、真摯に受け止め、今後の行政に生かしてまいる所存でございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

なお、今会期中に工事請負契約案並びに一般会計補正予算案を追加提案を申し上げる予定でございますので、これらの議案につきましても、よろしくご審議の上、御承認を賜り、またご決定いただきますように、お願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、本会議に当たり、召集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成17年第3回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番 後藤和昭君、10番 甲斐正一を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成17年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月14日から9月22日までの9日間と決定しております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日9月14日から9月22日までの9日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第3 承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

それでは、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

専決第5号で専決いたしました熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、平成17年7月21日付けで総務大臣の廃置分合が行われ、八代市、八代郡坂本村、同千丁村、鏡町、東陽村及び泉村を廃止、その区域をもって同年8月1日に新たな八代市が誕生しましたこと、また、それに伴い、一部事務組合の解散離脱、名称の変更が生じたもので、廃置分合告示の日から平成17年7月27日までの間に議決が必要なことから専決処分をいたしましたものでございます。

どうか慎重にご審議の上、速やかにご承認いただきますようよろしくお願いをいたしまして、ご説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号についてを採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第4 承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第7号で専決しました、平成17年度高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

専決いたしました内容につきましては、平成17年9月11日に執行されました第44回衆議院議員総選挙並びに第20回最高裁判官国民審査についての選挙事務経費及び諸経費を緊急に補正する必要があり、専決したものであります。

今回の補正額は、744万円の追加であり、これを現予算と合算いたしますと、43億8,275万7,000円となります。

歳入におきましては、7ページの県委託金の衆議院議員総選挙費を744万円計上しております。

また、歳出におきましては、8ページから9ページに積算の説明をいたしておりますように、選挙事務に係る人件費や物件費等を計上しております。

以上、専決いたしました補正予算の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号についてを採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第5 認定第1号、平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、本日は、提案のみとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 認定第1号については、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 認定第1号、平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 色見弘司君。

○代表監査委員（色見弘司君） おはようございます。

ただいまより平成16年度高森町一般会計・特別会計決算審査報告をいたします。

平成16年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査意見書。第1、審査の概要、審査の対象、（1）平成16年度高森町一般会計歳入歳出決算、（2）平成16年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、（3）平成16年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算、（4）平成16年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算、（5）平成16年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、（6）平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算、（7）平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算、（8）各会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、（9）附属書類 財産に関する調書及び基金の運用状況調書。

審査の期間、平成17年8月23日から同9月5日までのうち10日間。

審査の手続き。この決算審査に当たっては、地方自治法第233条第2項の規定により町長から提出された平成16年度歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関連法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認められたその他の審査手続きを実施した。

2、審査の結果、平成16年度一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては、前述の審査手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳票証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。また、予算の執行及び収入支出事務の処理については適正であることを認めた。財産管理についてもおおむね良好であることを認めた。

3 ページ、決算の概要及び予算執行について。

一般会計、(1) 歳入、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりである。歳入総額は47億9,948万7,000円で、その主なものは、地方交付税19億2,900万7,000円、町債7億9,500万円、町税5億1,137万円、国庫支出金3億3,694万8,000円、県支出金2億3,655万5,000円などとなっている。

主な歳入について、款別に前年度との増減状況を見ると、町税は468万4,000円の減で0.9%の減、地方譲与税は1,757万3,000円の増で19.9%の増、地方消費税交付金は759万8,000円の増で12.0%の増、地方交付税は1億977万2,000円の減で5.4%の減、使用料及び手数料は2,167万円の増で11.9%の増、国庫支出金は3,999万1,000円の増で13.5%の増、県支出金は5,977万5,000円の減で20.1%の減、繰入金は1億1,026万8,000円の増で41.8%の増、町債は9,860万円の増で14.2%の増で、収入総額においては1億920万7,000円の増で2.3%の増となっている。

自主財源は12億6,634万6,000円で決算額の26.4%であり、前年度に比べ1億1,532万6,000円の増で10%の増である。前年度に比べて使用料及び手数料外4件が増、町税外2件が減であった。

依存財源は35億3,314万1,000円で、決算額の73.6%、前年度に比べて611万9,000円の減で0.17%の減である。前年度に比べて地方譲与税

外7件が増、地方交付税外2件が減となっている。

歳入の執行に当たっては、48億7,131万5,000円の予算現額に対して、調定額48億4,866万7,000円、収入済額47億9,948万7,000円、不納欠損額186万8,000円、収入未済額は4,731万1,000円となっている。

6ページ、第1款町税。予算現額5億437万5,000円に対して、調定額5億3,708万2,000円、収入済額5億1,137万円、不納欠損額186万8,000円、収入未済額2,384万3,000円で、収納率95.2%となっている。町税の徴収については、納税組合において約34%、口座振替が約8%の収納となっている。未納については、職員において徴収に努力されているところである。しかしながら、現在のところ、町税2,384万3,000円の滞納があることを常に認識し、今後においてもさらに厳しく将来に向けて健全財政を維持できる体制作りにも万全を期されたい。さらに、善良な納税者の税負担に対する公平感を考慮し、時効にならないよう、最善の努力を強く望む。

不納欠損額は4件の186万8,000円で、町民税が1件2万6,000円、固定資産税が3件、184万2,000円となっている。不納欠損処分は、一旦課税した納税を一定の理由により免除するもので、その適用には厳正を期するものであるが、居所不明者等やむを得ない場合は仕方がないとして、今回の不納欠損処分の中には関係各課の連携による問題解決に向けての積極的取り組みの姿勢が欠如していたことなどにより、不納欠損処分する結果となったものもあり、税の賦課徴収の公平を期する上からも今後においては町税滞納の解消に最善を尽くされ、町税徴収における諸問題については、関係各課が連携を密にし、早急なる問題解決を図り、町行政はもちろん、税行政に対し、町民が不信感を抱かないよう、一層の努力をされたい。

7ページ、第10款、地方交付税。地方交付税は、普通交付税17億9,822万3,000円と特別交付税1億3,078万4,000円の19億2,900万7,000円で、決算構成比は40.2%を占めている。また、当初予算に比べ1億500万7,000円の増であったが、自主財源に乏しい本町においては、貴重な一般財源であり、健全財政確保への大きな要因となっている。なお、前年度に比べ1億977万2,000円の減で、算定見直し等によるものである。

第13款、使用料及び手数料。予算現額2億123万2,000円に対し、調定額2億519万円、収入済額2億422万円、収入未済額97万円である。未済額

は住宅使用料現年分となっている。収入未済額の発生防止と滞納解消に一層の改善と努力をお願いする。なお、今後も適正な使用料、手数料の設定により収入の確保に努めていただきたい。

第14款、国庫支出金。予算現額4億215万5,000円に対して、調定額、収入済額は3億3,694万8,000円で予算現額に比べ6,520万7,000円の減となっている。これは繰越事業によるものである。

第15款、県支出金。予算現額2億4,469万5,000円に対して、調定額、収入済額2億3,655万5,000円で、予算現額に比べ814万円の減となっている。これは繰越事業によるものである。

第16款、財産収入。予算現額1,349万円に対して、調定額1,420万1,000円、収入済額1,404万7,000円、収入未済額は物品売払収入滞納3名15万5,000円となっている。

第21款町債、予算現額8億370万円、調定額、収入済額は7億9,500万円で、主に臨時財政対策債2億2,620万円、道路整備事業費債1億7,970万円、義務教育整備事業費債1億7,000万円である。

(2) 歳出。歳出決算額は47億1,846万8,000円で、第6表のとおりである。前年度に比較し1億3,581万4,000円の増であり、その主な事業は抜粋して報告いたします。

第2款、総務費。総務費は、鉄塔施設整備、統一地方選挙費用等の事業、事務費の減により前年度に対して9,958万8,000円の減となっている。

第5款、農林水産業費。農林水産業費は、台風災害利子補給等の増により、前年度に対し2,648万8,000円の増となっている。

第7款、土木費。土木費は、町道整備事業の減により前年度に対し1億7,332万3,000円の減となっている。

第8款、消防費。常備消防費1億696万9,000円、非常備消防費2,775万4,000円、消防施設費341万3,000円。防災管理費944万円であり、前年度に対して1,237万8,000円の増となっている。

第9款、教育費。教育費は、高森中学校のプール建設により前年度に対して1億8,688万8,000円の増となっている。

第10款、災害復旧費。災害復旧費は、台風被害に伴う公共土木施設災害復旧費の増で、前年度に対して7,675万1,000円の増となっている。

第11款、公債費。公債費は、借替え分及び定期償還金の増により前年度に対し

て1億6,437万円の増となっている。

11ページ、(ア)、不用額。当年度の不用額は5,965万1,000円、前年度は8,279万9,000円で、2,314万8,000円の減である。予備費を除いた不用額は4,891万9,000円で、大部分が執行残や経費節減に伴うものである。節において少額であるが、予算計上のまま不用になっているものも見受けられたので、執行においては状況を的確に把握し、早期計画を立て、適切な事務処理をお願いする。

(イ)、予備費充用。予備費充用については、違法な充用は見られず、やむを得ないものであったと思われる。本年度の予備費充用は7件199万5,000円で、前年度に比べ件数にして1件の減、金額にして79万4,000円の減である。

(3) 収支の状況。最近3カ年間の収支の状況は第7表のとおりである。平成16年度の実質収支は7,143万2,000円の黒字であり、前年度に比べて3,619万4,000円の減となっている。また、平成16年度単年度収支は3,619万4,000円の赤字で、基金積立金2億4,679万3,000円、基金取り崩し金が3億5,000万円となり、実質単年度収支は1億3,940万1,000円の赤字である。

13ページ、(4) 財政構造の弾力性。健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保ちながら、経済の変動や町民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する指標としては、財政力指数、経常収支比率、経常一般財源比率、公債費比率等の指数が用いられ、本町の各財政比率の推移は第8表のとおりである。

ア) 財政力指数。財政力を判断する指数で、この指数が1を超える場合には、普通交付税の不交付団体となり、それだけ財源に余裕があるとされている。平成16年度は0.231で前年度より0.011ポイント上昇している。

イ) 経常収支比率。財政構造の弾力性の指標として用いられ、通常町村規模では75%程度に収まることが妥当とされている。16年度は91.7%で前年度より5.9ポイントの増となっている。

ウ) 経常一般財源比率。標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額に対する町税等経常的に収入される一般財源の割合で、この比率が100を超える度合いが高いほど、経常一般財源に余裕があるものと考えられる。16年度は100.1で、前年度より1.0ポイント減となっている。

エ) 公債費比率。地方債の借入に伴う後年度の財政負担を計数的に示すもので、この比率が町村規模では12%を超えないことが望ましいとされている。16年度は16%で、前年度より1.0ポイント増となっている。

オ) 公債費負担比率。この比率は一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示す指数で、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。16年度は22.7%で、前年度より1.3ポイントの増となっている。

カ) 起債制限比率。公債費比率の算定式の分母と分子から事業費補正により、基準財政需要額に算入された公債費を控除した算式より得られた比率の過去3年間の平均値20%を超えると一部の地方債を許可しないものとされている。本町は8.5%である。

以上のとおり、本町の財政運営については、関係職員が真剣に取り組み、努力されてきたと伺い知ることができる。しかしながら、この指数を見れば、経常収支比率は91.7%と決して良好な状態ではなく、標準値として75%以下が望ましいとされている。本町の財政構造も硬直化していることを示すものである。その要因は、人件費は減少傾向にあるが、扶助費、繰出金、公債費等の経常経費の増加、また、普通交付税、地方税などの経常一般財源の減少したことによるものである。公債費比率、公債費負担率も上昇していることから、今後、地方交付税などが削減されると中で、これらを十分自覚しながら、硬直化に歯止めをかけるよう徹底した行財政改革により抜本的な見直しを図り、真剣に財政の健全化に取り組むことを強く望む。

16ページ、特別会計。

(1) 国民健康保険特別会計。歳入総額9億4,705万円、対前年度比972万7,000円の増で、主なものは保険税2億3,632万1,000円、国庫支出金4億4,538万4,000円で、全体の72%を占めている。その他繰越金9,064万4,000円、繰入金6,447万4,000円、療養給付費等交付金8,619万4,000円などで、第10表のとおりである。

17ページ、歳出は第11表のとおり、歳出総額8億4,929万4,000円、対前年度比261万5,000円の増で、主なものは保険給付費5億5,291万9,000円、老人保健拠出金2億1,158万円で、全体の90%を占めている。比較増減額では、保険給付費1,732万3,000円の増、これは医療費の増である。老人保健拠出金2,215万4,000円の減は、老人医療の国保被保険者の減によるもので、諸支出金214万3,000円の減は、国などへの償還金の減によ

るものである。

次に、歳入歳出差引残額は9,775万6,000円、単年度収支は711万2,000円の黒字、実質単年度収支は715万9,000円である。収支状況は第12表のとおりである。

19ページ、当年度の実質収支は9,775万6,000円、実質単年度収支は715万9,000円の黒字である。国民健康保険税収納状況は、第13表のとおりであり、国保税の滞納者については、1カ月の期限付きで短期被保険者証を交付されるなど、その徴収に最善の努力を払われているところであるが、さらに納税意識の高揚を図り、滞納一掃に格段の努力をお願いする。また、保健事業の一環である人間ドック助成事業は、日帰り25名、宿泊40名の実施であった。今後において、被保険者の高齢化・医療技術の高度化等により、医療費の増大は免れないという認識のもとに、町民の健康管理意識の高揚を図り、さらには、各種健康診断・集団検診の受診率の向上、病気の早期発見・早期治療の推進により医療費の節減に努められるよう要望する。

20ページ、(2) 老人保健特別会計。

歳入総額は11億302万1,000円、対前年度比3,311万5,000円減で、支払基金交付金6億7,071万2,000円、国庫支出金2億6,986万7,000円が全体の85.3%を占めている。その他、県支出金6,940万5,000円、繰入金9,196万6,000円などであり、第14表のとおりである。

歳出総額は10億9,369万5,000円、対前年度比4,400万9,000円の減で、第15表のとおり、医療諸費が10億8,756万4,000円で総額の99.4%を占めている。

21ページ、老人保健歳出決算の状況。

前年度に比べ、受給者数は減少しているものの、1人当たりの医療費は1万6,113円の増となっている。本年度においては、医療費安定化のために、健康審査、説明会、健康相談、訪問、また寝たきり・認知症防止のための機能訓練、回復教室などの事業を推進され、努力されているが、今後においても、健康づくりの推進と適切な検診、また健康診断後の受診の促進などにより、受給者自らが健康に対する意識を高め、本事業への理解が深まるよう、なお一層の啓発を図られるよう要望する。

22ページ、(3) 介護保険特別会計。

歳入総額6億1,942万2,000円、対前年度比180万1,000円の減

で、第17表のとおりである。主なものは、支払基金交付金1億8,015万6,000円、国庫支出金1億5,957万4,000円、繰入金8,819万5,000円、保険料8,644万8,000円で、全体の83.1%を占めている。

歳出総額は5億8,398万6,000円、そのうち保険給付費5億5,724万9,000円が全体の95.4%を占めており、対前年度比1,177万8,000円の減で、第18表のとおりである。

24ページ、(4)簡易水道事業特別会計。

歳入総額1億6,379万6,000円、対前年度比2,146万4,000円の増で、主なものは、使用料及び手数料1億358万1,000円、繰入金2,647万2,000円、地方債1,330万円で、全体の87.5%を占めており、第20表のとおりである。

歳出総額は、1億5,697万8,000円、対前年度比2,150万1,000円の増で、第21表のとおり、水道費9,498万9,000円、公債費5,298万9,000円となっている。投資効果が十分に発揮されるとともに、住民の意向を的確に把握しながら本事業がスムーズにできるよう事業推進に努力されたい。

25ページ、(5)農業用水供給事業特別会計。

歳入総額1,575万3,000円、対前年度比43万8,000円の減で、主なものは、繰入金1,200万円で、第22表のとおりである。

歳出総額は1,440万3,000円、対前年度比43万2,000円の増で、第23表のとおりである。本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融政策、用水供給施設の維持など、長期的見地から財政運営に特に配慮する必要がある。

26ページ、(6)鉄道経営対策事業基金特別会計。

歳入決算額は1,298万2,000円、主に基金繰入金1,209万7,000円である。歳出決算額は1,298万2,000円、主に鉄道経営対策事業負担金1,209万7,000円である。本会計は、基金の運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要である。

次に、29ページ、ア)第1四半期は、年度当初であり、支出も義務的な諸経費主体であり、収入は主として町税及び地方交付税で支出に対処されている。特別会計では、4月に収入不足を生じているが、一般会計の余裕金を繰り替え、流用することにより処理されている。

イ)第2四半期から第4四半期では、特に一般会計に収入不足を生じているが、

前期からの持ち越し資金によって対処されている。

ウ) 出納閉鎖期間では、4月に一般会計、老人、簡水、農水特別会計に収入不足を生じ、持ち越し資金によって対処されているが、5月には町債、国庫支出金等で一般会計においては8,101万9,000円、特別会計では1億5,068万9,000円、全会計で2億3,170万8,000円の歳計剰余金となっている。以上のとおり資金運用は良好に行われている。

## (二) 財産の管理状況。

ア) 有価証券・出資による権利及び債権の管理運用状況は良好である。ペイオフの全面解禁といった金融環境に対し、新たな取り組みとして、今回基金の一部について、国庫債券による運用がなされている。ペイオフ解禁後は、自らの公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債券運用を含め、今後も確実かつ有利な管理運用に努められたい。また、土地・建物・山林などの公有財産台帳についても概ねよく整備されている。なお、公共用地の登記事務については、随時適正に整備されているが、今後も一層努力されたい。また、遊休化している土地については、土地利用計画の整合性も図り、効率的な財産の管理に努められたい。

イ) 物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。備品は町の財産、言い換えれば、町民の財産であり、使用及び保管については慎重に対応されるよう強く望む。

ウ) 車両については、運転日誌などの整備もよくされており、今後も車両の点検を充実し、安全確保を図られたい。

エ) 公共施設については、管理状況及び利用状況からして、公共施設としての位置づけができないものもあり、今後において充分検討されたい。また、町営住宅の老朽化対策及び進入路問題等においても、充分なる調査検討をされ、早急な対策を望む。

基金については、地方自治法第241条第1項前段特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めた。

むすび。

本年度の一般会計歳入歳出決算額の状況を見ると、歳入47億9,948万7,000円、歳出47億1,846万8,000円で、前年度に比べ、歳入は2.3%、

歳出は3%の増となっており、実質収支は7,143万2,000円の黒字、単年度収支は3,619万4,000円の赤字である。

国においては、平成15年度に引き続き、地方団体への国庫負担金の削減、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しの3つを柱とする改革を打ち出す中、本町においてもその影響は大であり、地方税の減収、地方交付税の減額などにより、財源の確保が厳しい現状の中、行財政改革において、経常的な経費の削減を基本として、旅費、需用費などの見直しによる物件費の削減などに取り組み、一層の歳出の抑制を図られたことには敬意を表するものであるが、平成15年度熊本県市町村財政概要の中では、経常収支比率、公債費負担比率共に町村平均を上回っている。特に、公債費負担比率においては、危険ラインとされる20%以上の団体が22団体、この中に本町も含まれている。平成16年度においては22.7%になっており、このことを充分認識をされ、今後さらに他の部門にもメスを入れ、改善できるものは徹底的に見直しすることこそ、財政健全化への道である。また、自主財源の確保においては、納税者が不公平感を抱くことのないよう、地方税法を厳格に適用するなど、収入未済の解消に努められ、今後の特段の努力を強く望むものである。

平成16年度各基金の運用状況審査意見書。

第1、監査について。

地方自治法第241条第1項後段の定額の資金を運用するための基金が設けられているが、法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りはないか、また、基金の目的に沿った運用がなされているか、審査した結果は、次のとおりである。

第2、審査の結果及び意見。

定額の資金を運用するための基金は次のものであり、審査の結果、適正に運用され、計数及び関係書類等審査の結果、適正と認めた。今後とも基金の目的に沿って運用されたい。

○国民健康保険高額療養費支払資金貸付金。

この基金は、被保険者が高額な医療費を支払う場合に、被保険者の負担を軽減するため、高額療養費支給まで一時立替する基金で、額は500万円であり、貸付総額は17件、202万9000円であった。

以上をもちまして、平成16年度の決算審査の報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 色見代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、10分間休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 同意第3号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第6 同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

前高森町教育委員会委員の田上更生氏につきましては、3期目であり、平成10年10月1日から教育委員長として、高森町の教育行政にご尽力、ご協力をいただいてまいりましたけども、一身上の都合により、本年2月28日をもって辞職の旨、申し出がありましたので、検討いたしました結果、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、辞職に同意することとしたところでございます。

すぐに後任の委員を選任したいと考えましたけども、同法第5条の規定により、補欠委員の任期は前任者の残任期間となっており、期限が本年9月30日までとなっておりますので、今回の選任同意案件といたしたところでございます。

今回、委員としてお願いをいたします、高森町大字津留38番地の草村伸夫氏につきましては、議員の皆様もご存じのとおり、長く津留郵便局長を務められ、地域の人望も厚く、教育にも精通され、人格・識見ともに高く、教育委員として最も適任者であると思っております。

どうか速やかに選任同意をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提

案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件については、これを同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これを同意することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第37号 熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更について

日程第8 議案第38号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第9 議案第39号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第37号、熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更についてから日程第9 議案第39号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまで3件を一括議題といたします。

議案第37号から議案第39号まで3件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） まず、議案第37号、熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本議案は、水防法の改正に伴いまして、水防に従事した者に係る損害補償に関する規定が同法第34条から同法45条に繰り下げられたことによる変更、また別表

中の菊池南部清掃組合を菊池環境保全組合に名称変更を行うための規約の一部変更でございます。

なお、県下同文議決案となっておりますことを付け加えまして、提案説明といたします。

続きまして、議案第38号、熊本市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてをご説明いたします。

本議案は、玉名市、岱明町、横島町、及び天水町が合併をし、平成17年10月3日をもって、新しい玉名市となること、また玉名市外4カ町病院組合を玉名市玉東町病院組合に名称の変更を行い、さらには玉名市横島町中学校組合の解散脱退によります組合の構成団体の減少、共同処理事務の変更及び規約の一部変更でございます。

本件もまた県下同文議決案となっております。

最後に、議案第39号、熊本市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本議案は、竜北町及び宮原町が合併し、平成17年10月1日をもって、氷川町となること、またそれに伴い、宮原町及び八代市中学校組合を氷川町及び八代市中学校組合に名称の変更を行うものであります。

本件もまた先ほど同様に県下同文議決案となっております。

どうか慎重ご審議の上、速やかにご決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより、議案第37号から議案第39号まで3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これより、議案第37号から議案第39号まで3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号から議案第39号まで3件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号から議案第39号まで3件については、原案のとおり決定したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号、熊本市町村総合事務組合理約の一部変更についてから議案第39号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまで3件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

- 議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第10 議案第40号から日程第18 議案第48号までの9件については、本日は、提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第40号から日程第18 議案第48号までの9件については、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第40号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

- 議長（相馬俊行君） 日程第10 議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

- 企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第40号でご提案申し上げました辺地に係る公共的施設の整備計画についてご説明いたします。

今回の整備計画は町道社倉～水迫線改良舗装工事他道路4件、及び仮称高森東保育園建設に係る計画であります。この整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、ご提案申し上げるところでございます。

この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入が可能となりますとともに、その元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、町財政にとりまして有利なものとなります。

なお、今回提案いたしております計画の中で、仮称高森東保育園建設に係る計画

は、一般会計補正予算と事業費及び計画期間等の相違がありますが、熊本県に協議しました時点におきましては、国の交付要綱等が定まっていないことから、辺地債借入の条件であります当計画への登載という条件を満たす必要性から、当初計画のまま熊本県と協議し、今回提案することとなったために、相違が生じたものであります。これにつきましては、議会でご決定をいただきましたのち、熊本県と変更の協議をすることとしております。

以上、ご説明しましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

#### 日程第 1 1 議案第 4 1 号 高森町出張所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第 1 1 議案第 4 1 号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第 4 1 号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正は、現在、本町にあります 3 出張所のうち、平成 1 3 年 2 月 1 日に開設をいたしました高森中央出張所を廃止するものであります。

これは、本年第 1 回高森町議会定例会の折り、1 2 番 三森議員さんの一般質問、機構改革における今後の方向性の中で補足答弁をいたし、機構改革の一環として町長へ提言した旨、ご説明をいたしたところでございます。

その後、4 月 2 6 日に、下町公民館で開催されましたまちづくり事業等に関する説明会での住民の方々への説明、また、6 月の嘱託駐在員定例会で説明をいたしてきたところであります。バス待合所としての機能は仮称観光交流センターの建設により対応ができるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、まちづくり事業工事の関係から、施行日は平成 1 8 年 1 月 1 日といたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、ご説明とさせていただきます。

-----○-----

#### 日程第 1 2 議案第 4 2 号 平成 1 7 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 1 2 議案第 4 2 号、平成 1 7 年度高森町一般会計補正

予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第42号で提案いたしました平成17年度高森町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、人事異動に伴います給与関係経費の組み替え、統合保育園建設費の変更、森林間伐事業補助金、公民館建設事業補助金等の補正であります。2,162万円の減額補正を行うこととしております。これを現予算と合算いたしますと43億6,113万7,000円となります。

内容のご説明を申し上げます。

7ページ、第2表の債務負担行為の設定は、当初、今年度建設を予定しておりました統合保育園事業費が国庫補助金の制度改革によりまして、2カ年事業とすることを余儀なくされたことにより、来年事業費の限度額の設定を行うものであります。なお、契約につきましては、本年度一括契約することとしております。

また、第3表、地方債補正は、その建設事業に係る起債の減額変更も行うものであります。

歳入予算の主なものについてをご説明申し上げます。

11ページから12ページにおいて、統合保育園の国庫負担金が交付金へと制度改革が行われたこと、及び2カ年度計画分割交付とされたことにより、国庫及び県支出金の補正を行っております。

13ページの林業振興費補助金は、例年行っておりました町内の森林間伐に対する県からの補助金を受け入れるものであります。

また、特別会計繰入金は老人保健特別会計、介護保険特別会計から16年度の精算金を受け入れるものであります。

14ページの町債の補正は、総合保育園事業が2カ年度事業となるため、それに伴います起債を減額補正するものであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

歳出につきましては、職員の異動等によります給与関係を各費目全般にわたって調整を行っております。

16ページの企画費は、今年度から取り組んでおります省エネルギービジョン策定事業費の組み替えを行っております。

18ページの介護保険事業費は、介護保険法改正に伴います町負担事務費を介護保険特別会計に繰り出すものであります。

20ページの児童福祉費は、高森保育園の乳幼児受入対策に対する主任保育士増員経費の加算分を補正するものであります。

また、児童福祉施設費は、統合保育園建設を制度改正によりまして、2カ年にわたって実施する事業費の調整を行っております。

22ページの保健衛生総務費は、住民検診委託料の調整を行っております。

23ページの畜産事業費は、国産牧草を主体とした給餌による安全安心な赤牛を供給するために、南阿蘇畜産協同組合が実施主体として推進しております事業費への補助金を計上しております。また、林業振興費については、町内森林3,000立米を間伐するための補助金を行っております。

24ページの温泉管理費は、館内壁面の改修工事完了後の調整を行っております。

25ページの道路維持費は、町道の維持に関する賃金並びに重機の借り上げ経費を計上しております。また、住宅管理費は住宅マスタープランの一環として来年度予定しております町営町園団地環境改善事業の設計委託料を計上しております。

26ページの非常備消防費は、台風14号の被害調査及び現場復旧のために出動を要請した消防団員の出動手当を計上しております。

また、教育費の事務局費は、本年度から2カ年にわたり、幼稚園、保育所と小学校の連携推進を目的として展開しておりますモデル事業補助金を計上しております。

27ページの公民館費は、村山公民館建設の補助金を計上しております。

以上、今回、提案しております補正予算の主なものについてその概要を説明申し上げます。ご審議いただきまして、決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第13 議案第43号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

**日程第14 議案第44号 平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第13 議案第43号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、及び日程第14 議案第44号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第43号及び議案第44号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○**税務課長（二子石衛君）** まず、議案第43号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ905万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億663万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、前年度決算によります繰越金、その他905万9,000円を、歳出につきましては、退職被保険者等療養費36万円、他予備費865万9,000円を補正するものであります。

続きまして、議案第44号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ593万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億1,956万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、16年度決算によります繰越金など593万8,000円、歳出につきましては、一般会計への繰出金589万1,000円その他を補正しております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算、老人保健特別会計補正予算について、ご審議の上、速やかなご決定をお願いし、説明を終わります。

-----○-----

**日程第15 議案第45号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○**議長（相馬俊行君）** 日程第15 議案第45号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○**保健福祉課長（佐伯秀和君）** 議案第45号で提案いたしました平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回は、現計予算に3,897万3,000円を追加し、総額6億4,244万円とするものでございます。

主なものといたしまして、一般会計より333万9,000円を繰入、介護保険法改正に伴うシステム変更委託並びに予算書第2表で提案をいたしております介護保険システム更新リース料債務負担行為の本年度負担分及び阿蘇広域事務組合に委託しております介護認定システム法改正に伴う負担金や平成16年度確定によります繰越金を本年度の給付費や国・県・町及び財政安定化基金へ償還するものでござ

います。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重審議をいただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

-----○-----

日程第 16 議案第 46 号 平成 17 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

日程第 17 議案第 47 号 平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 16 議案第 46 号、平成 17 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、及び日程第 17 議案第 47 号、平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第 46 号及び議案第 47 号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第 46 号、平成 17 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に歳入歳出それぞれ 331 万 8,000 円を追加し、総額を 3 億 7,307 万 7,000 円とするものでございます。

6、7 ページの補正予算の概要ですが、歳入につきましては、平成 16 年度決算に伴う繰越額を計上、歳出は第 1 款水道費、役務費の水道水質検査手数料、これは契約後の不用額を減額、菅山地区飲料水供給施設の送水施設及び配水施設用地の登記手数料を新たに計上、工事請負費は天神～前原線、水道本管布設替え工事他分を増額、備品購入費は草部簡易水道漏水調査のための水道メーター購入代を計上しております。

次に、議案第 47 号、平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、簡易水道事業特別会計と同様、平成 16 年度決算に伴うもので、繰越額 15 万円を歳入歳出予算に追加し、総額を 1,638 万 5,000 円とするものです。

歳出につきましては、補正額 15 万円全額を修繕料に計上いたしております。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第 18 議案第 48 号 平成 17 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正  
予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 18 議案第 48 号、平成 17 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第 48 号でご提案申し上げました平成 17 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明します。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 2,000 万円を追加し歳入歳出それぞれ 2,577 万 8,000 円とするものであります。

補正の内容は、南阿蘇鉄道株式会社の平成 16 年度における決算において 2,034 万 6,734 円の欠損が生じたことによるものであります。

損失の主な原因としましては、例年になく猛暑、度重なる台風の襲来、年間を通しての沿線住民の利用減少や安全確保のための経費の増加、また著しい軽油価格の高騰などが上げられます。

一方、JR 福知山線の脱線転覆事故に見られますように、乗務員の教育、線路、車両の保守点検整備などに必要な経費は安全運行に直接係ることから、削減が困難なところでもございます。

会社としましては、今後とも安全輸送を第一に、運輸収入の確保と経費の節減に今以上の経営努力をしていくとのごことでございますし、町としましては、会社とともに経営状況の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午前 11 時 30 分

9 月 1 5 日 (木)

(第 2 日)

## 平成17年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成17年9月15日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案第49号 工事請負契約の締結について

日程第2 議案に対する質疑・付託

日程第3 休会の件

### 2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	二子石 衛 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	桐 原 一 紀 君

収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

今回、提案いたしますのは、中心市街地活性化拠点施設建設工事の本体工事の契約でございます。今月2日に県内のA1クラスの建築業者10社を指名いたし、9月12日に指名競争入札を実施いたしました。その結果、契約金額1億7,692万5,000円で熊本市池田1丁目15番53号、株式会社武藤組代表取締役武藤学氏が落札、現在、仮契約をいたしております。

なお、工事の内容等につきましては、担当課長の方から説明をいたします。

慎重にご審議をいただきまして、速やかにご決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 詳細についての説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

提案理由の説明がありましたので、施設整備の内容についてご説明申し上げます。今回の契約は、国土交通省のまちづくり交付金事業の交付を受け実施する中心市街地活性化拠点施設建設に伴うものであります。

内容といたしましては、敷地面積4,824平方メートルに観光交流センター、これ仮称でございますけれども、712.04平米を整備し、情報発信、総合案

内、交流スペース等を設け、人が集える施設としてまちづくり事業の1つとして実施するもので、中心市街地及び高森町の活性化を図るものであります。

この他、屋外トイレ、多目的広場、せせらぎ、周遊の散策道などの多目的広場の整備を実施いたします。

なお、現在の中央出張所がバス停留所及び待合所の機能を有しておりますことから、併せて整備を行うこととしております。

以上で説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。答弁については自席からの答弁を許します。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

2、3ご質問したいと思います。

まず、指名競争入札でされましたけども、この落札率、その数字をお願いします。

それと、途中で設計変更されたというふうにお聞きしておりますけども、どのような形で設計変更がされておったのか、もし、設計変更がされていないなら、そのままで結構ですけれども。

それと、この金額、かかる費用なんですけども、補助率がございますけども、自己負担としてはどれぐらいの持ち出し金になるのか、併せて今後の経営体系、当然、指定管理者制度を今後導入されるとは思いますが、こういった形で運営、あるいは管理等をされていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 落札率は本体工事97.56%でございます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 最初の質問でございますけども、設計変更につきましては、基本設計を受けまして、それをもとに実施設計をやっておりまして、設計変更についてはございません。

それと、財源でございますけども、先日の契約をもとに逆算で計算を今のところしておりませんが、当初の予定でいきますと、交付金が約8,900万円、それと残りの約1億2,000万円に対しまして90%が過疎債ということでございますので、大変申し訳ありませんが、次の質問の間にちょっとその辺出したいと思っておりますので、再度お答えいたします。申し訳ございません。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 新しくできる施設の管理についてということですが、現在、平成15年の地方自治法の改正で指定管理者制度が設けられております。この施設につきましては、当初は観光協会と話を進めまして、観光協会の方に委託するという話もありましたが、指定管理者制度ができておりますので、いずれ議会の方をお願いして、指定管理者制度の手続き等の関係もありますが、一応現在の形では、とりあえずは直営という形でもっていきたいというふうに考えております。その後、指定管理者制度による公募をとりまして、民間の業者とか、そのような形を入れて、公募の形をとりまして、管理をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

自己負担については、大体最初の当初予算の方からの計算をすれば大体わかりますけども、どれぐらいかなと思いましたが、そのあたりから質問させていただきました。

あとは管理の方なんですけども、とりあえず、直営でされるということで、仮に指定管理者制度を導入する場合において、直営の経営方針というか、管理方針と指定管理でどなたかが入られた、あるいはどなたかの団体が入られた場合には、経営方針というか、形態が変わる可能性もあろうかと思っておりますけども、その辺については、何か方向性的な部分で基本的な部分の観光交流センターというメインの部分は崩さずに、管理者をその路線に沿った形で持っていくという形になるわけでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） とりあえず、直営施設にするということで現在発注を行います、どれだけの維持費がかかるかが今のところ見えておりません。維持費とか、管理費がはっきりした時点で指定管理者制度にもって行って、それで民間の業者を入れた上で、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

話が前後しますが、落札率についても97.56%、一般質問等でもさせていただいておりますけども、指名競争入札、従来どおりのやり方だとは思いますが、制限付きの一般競争入札ですね、そういった形でやれば、よその自治体等もやはりどんどん落札率も下がっておりますし、ある意味では経費の削減につながる

という点では考慮していただきたいと思っておりましたけども、その点について、やはり従来どおりのやり方でされたということに対して、助役さんの方から一言、それと、とりあえず直営ということになりますけども、1年間の経費等について維持費、確かにやってみないとわからない部分もございますけども、ある程度の計算はできていないと、やはり今後の計画をする上での収支計算ができないことには成り立たないと思いますので、1年間の経費が大体どれぐらいかかるか、概算で結構ですので、やはり積算、見積もりする場合においての帳簿上の計算式があるかと思っておりますので、その辺までお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 今回、指名競争入札に至った経緯ということでございますが、先ほど、総務課長からもご説明申し上げましたように、建設工事の指名業者の選定を適正に行うため、9月2日に指名候補推薦審査会を開いております。

まず、事業内容の説明を担当課の方から受けまして、入札方法を指名競争入札としたところでございます。指名競争入札とは申すまでもないことかと存じていますが、普通地方公共団体が資力、信用、その他につきまして、適当であると認める特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争をさせ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する方法であるということはお案内のとおりでございます。

指名競争入札は、沿革的な一般競争入札、それから随意契約の各々の長所を取り入れた折衷的な方式になろうかと思っております。業者が特定していることによりまして、一般競争入札に比べて不信用、不誠実の者を排除することができまして、また、参加者の範囲が特定多数であることからして、手続きの点においても、一般競争入札に比べて極めて簡単であるということが言えるかと思っております。

これに比ばまして、工事請負業者選定要領等で指名基準を定めておりますので、指名競争入札について、それはできる限り、機会均等にかつ公正に行われるよう措置することは必要であるというふうに考えております。

次に、指名業者の選定ということになるわけでございますが、一定の資格を有し、ランク別に格付けされた業者のうちから具体的にどの業者を指名するかということは、入札事務上、最も客観的公正さが要求される事務の1つでもあろうかと存じております。

しかも、熊本県工事入札参加資格審査会で数々の審査を終えた上で、ランク付けされた業者であることからしまして、技術的にはどの業者も同レベルと判断されま

すことから、複数の者により合理的にしかも公正に選定されることが必要ということでございます。

今回の指名に当たりましては、このようなことを総合的に勘案しまして、熊本県に事務所を有する業者がありますが、これまでの実績や営業活動と総合的に勘案しまして、A1の10社を指名いたしましたというようなことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 基本設計の段階で試算いたしました電気料及び水道料について発表いたします。大体年間電気料が230万円、月平均19万2,000円となっております。それと水道料金につきましては、年間74万7,000円程度、月平均約6万2,000円というふうに試算しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、野中議員の方から質問がございました。今後、お願いをしておきます。他町村では入札については制限付きで公募型一般競争入札というのが若干普及しつつあるんですね。ですから、制限をある程度つけて、経営審査点数が何点以上でとか、熊本県内に本社を有する業者さんとか、そういうふうな制限を付けられた上で、今後は、公募型の一般競争入札、ある程度の金額からはそういうことも今後考えていただきたい。そのように要望いたしたいと思っておりますし、また、経営の管理の方法についてもご質問ありましたけれども、管理の方法については、現在、高森町の温泉館、湧水トンネル、いろいろと町が建物建てております。その管理の面についても、いろいろと課題を有しておるわけですね。行財政改革特別委員会もあるようでございますから、それも含めたところで、今後の管理形態は第三セクター方式でいくのかとか、民間委託でいくのかとかいうことも今から建てるわけですから、それもひっくるめたところで今後は検討していただいて、なるべく建てた自治体に負担のないような運営方法を今後は考えていただきたいし、町民からそれがお荷物だと言われないようにがんばって知恵を出していただきたい。そのように思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 議案に対する質疑・付託

○議長（相馬俊行君） 日程第2 議案に対する質疑・付託についてを議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

## 認定第1号 平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 認定第1号、平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 決算認定については、各常任委員会等でもされますけども、あえて自分の委員会じゃないものですから、2、3聞かせていただきたいと思えます。

大したことじゃないんですけども、1つは、財産に関する調書の中で、その16ページにございますけども、出資による権利という部分がございます、私が予算書を熟読できなかったせいかもしれませぬけども、以前に比べてなくなっている団体、法人、そういったのがあろうかと思えます。例えば、熊本県の畜産開発公社等、あるいは農地管理の公社、熊本県勤労者信用基金協会、そういった部分が以前はあったらうと思えます。

16年度においては、決算の中で出資による権利がございますけども、その出資による権利ということになれば、当然、その団体が解散なり、なくなった場合においては戻ってきているかと思えますけども、その辺は一般財源の方なりに、あるいはその他の雑入で入ってきたわけでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今、議員がおっしゃいましたように、確かにその組織が解散ということで、出資金が返ってまいります。それについては、ここ1、2年はなかったかと思いますが、諸収入の中で受入をしていたんじゃないかかと思えます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） それ3つ合わせると、118万円ぐらいあったわけですね。そういう形で諸収入に入っているということであれば、納得できます。

その次に、これは総務常任委員会で十分審議されるとは思いますが、私は不納欠損について、さわりの部分だけ、不納欠損については、やはりこれは重要な処理の仕方がございますけども、どの条項、法律か、自治法の中において、不納欠損扱いをされたのかを町長の方にお聞きしたいと思います。あくまで債権者の権利です、町長ですね、これは町長の権利になりますので。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員さんのご質問ですけども、これは、平成4年から平成8年度ということで、かなり10年前ぐらいの未処理だと思います。もちろん監査委員さんからの指摘を受けまして、あまりにも長期間にわたりまして、不納欠損だったということがございます。今回、不納欠損を認めたといいますのは、平成8年度、平成9年度以降に関しましては、税収として納めてございます。その間の5年間がまるっきり空白になって、その分は私お聞きしましたところによりますと、そのときの時点で自分方に農作物の被害を受けたんですよと、その補償をしていただかんと、大分役場の方にもお願いいたしましたけども、対応がなされていないということで、本人からの意見は聞いております。また、それを持ちまして、監査委員さんからの指摘を受けまして、今回いろんな方、また弁護士さんの方にもご相談申し上げたところ、これについては、こういう時期ですから、不納欠損しておくべきじゃないでしょうかというご意見でございました。私も平成9年度からの分は収納として納めてございますけども、その間の5年間を納めてございませんですから、どういう意味かと職員の方にお聞きしましたところ、職員の方ももう辞めておられませんといいますか、不幸がございまして亡くなっておられる方達の担当だったとお聞きし、今回はやむを得ず、不納欠損を認めたところでもございます。

今後は真摯に受け止めて、二度とこのようなことが起こらないように、職員にも指導徹底し、再発防止に努める所存でございますので、よろしく願いをいた

します。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

実は、昨日、ちょっと調べまして、僕が議員になったのは11年ですね、ですから、10年度の決算については、予算立てていなかったのが11年度の決算の方から15年、昨年度までの不用額等を調べてみました。5年間、11年から15年までの5年間で町民税が66万6,753円、固定資産税が181万4,314円、18件と32件の合計の50件、合計248万1,067円、不納欠損がゼロという年が11年度からは結構ありました。ただ、私が今町長にお答えしていただいたかったのは、不納欠損というのは、これは町長の債権者の権利ですけども、不納欠損を処理する場合には5つの項目がございます。それ以外では不納欠損処理はできません。ですから、あえて申しますならば、地方団体の金銭債権について5年間の消滅時効が完成した時、職員の賠償責任について議会の同意を得、その全部または一部を免除した時、地方団体の長が債務者が無資力、またはこれは近い状態にあり、返済ができないと認められ、当初の履行期限から10年を経過し、債務を免除した時、あとは地方税法の減免条例、それとあとは国税ですからこれは関係ございませんけども、この5つのどれに該当するかなんですよ。ですから、これに該当した結果、不納欠損扱いをしますという形で報告していただきたいんですけども、この中のどれに該当するかをお答え願って終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私は、その実際の内容についてわかりやすく説明をこういうことで不納欠損したんですよということなんです。法的なものは、税務課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） これは地方税法に基づきます時効ということで欠損をしております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、13番です。

総務課長さんの方にお聞きをいたしますが、備品に関する調書がございます。この高森町もかなりな数の備品を有しております。いろんな事業所もそれぞれ備品とか大道具とか、いろいろ高額なものを有している場合については、民間の場合は、税法的に減価償却という形で償却をしながら、次の機械の更新の際にそれを使われ

るわけですね。もし、この備品が壊れたり、破損した時にはまた新しい備品を購入できるような財源を確保されているわけですね。ですから、民間あたりはそれによるしいんですが、この備品の管理台帳の中でそれぞれ監査委員さんの報告もございましたが、かなり、これ老朽というか、消耗している部分もあると思うんですが、その部分についての管理とか、今後の取り扱いの方法とかについて、内部検討等については随時されているものかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 備品についての管理につきましては、監査意見書にも書いてありますとおり、総務課で正本、各課で副本ということで管理をしているところでございますが、今ご質問の古くなったやつについてはどうするのかということでございますけれども、今現在では各課からの廃棄処分伺い、いわゆる使えなくなったり、年数を過ぎたものにつきましては廃棄伺いというのが出ております。廃棄伺いの決裁が下りましたら、その分につきましては、管財係の方にその廃棄する品物を引き継いでいただいております。その分は例えば、ワープロですとか、そういうやつであれば、公売をしたりとかやっておりますし、結局、その廃棄伺いが出た後にさらに必要であるということで購入をとということであれば、またさらに各課からの購入伺いを立てていただいて購入をしているというのが現状でございます。備品を買うための積立等を行っているというのが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 必要であるということで、それぞれ備品を各課で一応揃えていらっしゃるわけですね。ただ、電気製品、今はもう非常に高くなっております。安くなっているものもあるんですが、やっぱりコンピュータあたりについてはやはり新規に更新していかなければやっぱり機能的に大分手間取るといふところがあると思います。やはり企業等については、そういうことを考えて減価償却という形で、その分を購入した時のやつもあるんでしょうけれども、税的などところもあるんでしょうが、やっぱり次のことを考えてという形で何らかの形でやっぱり基金積立等をつくったり、プールしていったということもあると思うんですよ。ですから、うちもやっぱり経費の削減とかをやっていく上においては、こういうふうな問題もある程度考えておかないと、私は将来的には大きな負担がまた出てくるんじゃないかなと思います。庁舎内にあるのは、コンピュータとか、他、机、椅子とかということでもありますから、それだけそんなに高額にはならないと思うんですが、温泉館の給湯施設、ボーリング施設、それとかは僕は莫大なお金がかかると思うんですよ。もう

建ててから10年経っているわけですから、やがて更新の時期が来ると思います。ですから、そういうものについては、今後、何らかの形で財政調整基金等もありますけれども、それ以外に基金積立等をやっておかんと、僕は大きな問題、大きな負担が出てくると思います。

それと、草部の奥阿蘇物産館、また加工場あたりにある機械ですね、これについては、奥阿蘇物産館は奥阿蘇物産館の管理組合があるんですけれども、その中にある備品については、やはり町の備品という登録がありますから、これの取り扱いについても、壊れたならば、また町が買い換えてあげるのか、要望があればですね、それとも物産館の管理組合が買われるのか、あのあたりも確認をしたいと思います。

それと、物産品加工場ですね、加工場はハム工場がございます。あの機械は当時、そこを使われる方が自分で機械を選ばれて、町が購入された経緯があります。これも10年以上経っておるわけですよ。ということは、こういうものについても、機械は永久じゃありませんから、壊れた時にどうするのか、要するに、使用料、賃貸料をこの機械の減価償却の分ぐらいもらっているということであるならば、その中から新たな機械更新はできると思いますが、そのあたりのことも今後、大きな問題として、私は財政を絞っていく上においては出てくると思うんですね。ですから、その辺について、大きなものについては、どのような財政措置を今後講じていく予定があるのか、管理はどのようにしてやっていらっしゃるのか、正常な管理をしているのか、していないのかによっては、やっぱり耐用年数は全然違いますから、そのあたりの管理の状況を、ただ数がありましたというだけでは私はいけないと思いますが、そのあたりの管理状況までもやっぱりちゃんと常日頃から検査されているのかどうかということもお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 最初の質問でございました備品のための何らかの積立ということにつきましては、今後、大きい品物につきましては、各課、常に財政等との話し合いをもって、そういうふうに積立ができるのかどうか、今後、検討をさせていただきますと思います。

それから、各課が持っております管理について、実際、第三者といいますか、そういう方が使っていらっしゃる分につきましては、各課にさらに年に数回の点検なり何なりするように、示達をやっていきたいというふうに考えております。

ありがたいご意見で参考にさせていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第40号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（相馬俊行君） 議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第41号 高森町出張所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第41号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

中央出張所ということで、当初つくる時は非常に議論をかもしましたけども、当時の総務常任委員会の中で決定されたということで、利便性が良くなるという理由が第一義でつくられたものでございますけども、今回、廃止されるということで、廃止する理由を明確にお答えしていただきたいと思います。それだけです。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今回、中央出張所の廃止ということで、前回の議会の時のご説明を申し上げたとおりでございます。今回は、風と森の会と色々な町民の方々とご相談した結果、あそこに町の拠点づくりの一環として今回建物をつくるわけでございます。前にも申しましたように、民間でございました乙津屋さんの方もご理解いただきまして、移転をしていただきました。またあそこに中央出張所を置くということで、大変全体的な利便性が良くないということと、もう1つは、綱紀肅正と申しますか、行政改革の一環として、当然、高森の中央出張所がもう必要ないんじゃないかなという部分がございます。大変地域の方々に高齢者の方々に好評であり、利用客もありましたけども、今回はあそこの開発ということで、中央出張所を廃止するというところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） つくったり廃止したり、行政の得意技でございますけども、1つだけ、中央出張所の機能という形で考えた時に、僕はやはり同じような出張所の扱いで機能していたから、利便性的に今一かなという部分があったと思います。本来であれば、時間延長、あるいは時間の差を設ける形、本町が5時に終わるのであれば、中央出張所が7時まで窓口を開けるとかいった、そういった住民サービスの点から考えれば、出張所機能というのは十分僕は果たせていたと思うんですけども、今回廃止ということになれば、住民サービスの点でどういったカバーができるか、あるいはどういったサービスをされるかの検討をされているのかの部分についてお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 廃止をいたしまして、あそこにはいろんな税金、水道料とかいろんなものを高齢者の方々が利便性で考えまして利用されております。こういう交通機関も大変便利に良くなりましたことと、また町民バス等も役場の方にも、本所の方にも迂回して回っております。その分に関しましては、出張所がなくとも、十分町の方々にはご迷惑はかけることはない、あまりサービス低下にはならないんじゃないかなと、そのように思っておることと、やはりあそこに中央出張所を置くことにおいて、あそこの利便性が壊れるというのが重点的なことでございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第42号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第42号、平成17年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番ですが、住宅管理費の社倉団地進入路登記手数料ということなんですけれども、社倉団地進入路用地代という形なんですけど、もうすでにあそこは町営の団地が建っても何年も経っておると思うんですが、進入路というのが登記上は存在していなかったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 一応、字図等で確認しましたが、存在しておりませんでした。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 社倉の団地というのは、もう私達がもしかしたら小学校くらいの時にできている建物じゃないかなと思うんですよね。当時は地籍もよく行われていないから、おそらく地域の人達がここに団地つくってくれたらよかたかって、私のばとってよかぐらいのことで、おそらくその程度でつくられたかもしれないんですが、そこで、今後は自動車社会で、車社会ですから、そういうふうなところに家をつくるんだったらば、やっぱりちゃんと道がないと家ができませんし、草部にはヘリコプターを持っていらっしゃる方がいらっしゃるから、ヘリポートでもつくれば、進入路はいらないと思うんですが、でも大半の人がおそらく車でしか動かないと思うんです、ヘリコプターの人はそのようなにないと思いますので、やっぱり進入路についてはちゃんと確保した上ででないといけないと思いますよ。ですから、地籍がまだおそらく終わっていないと思いますので、そこあたりはちゃんと間違いのないようにやっていただかなければならないと思いますが、用地交渉はちゃんとできますか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確におっしゃるとおり、そのあたりを十分懸念しまして、弁護士の方にも一応ご相談申し上げております。内容的には、地方公共団体であれば、そのあたりの話がある程度、借地であるということあたりの確認ができておれば、それは買収するのが一番ベターじゃないかというような意見も含めまして、今後、そのあたりを十分踏まえた上で、用地交渉の方にも入っていきたいと思っております。

幸いかな、用地を持っていらっしゃる方から今度、第三者に売買を考えている、その時にちょうど借地にしてあった道路部分については、今度、第三者に移った場合にいろいろもめ事が起きないように、今の時点で解決してくれないかというようなことが1つの引き金になっておりますので、そのあたりは十分ご理解が得るんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 善良な町民の方からのご指摘で、こういうことができた、もしかしたら、知らないうちに第三者にわたっていったならば、いろいろと問題が出てくる可能性があるわけですね。使用料が出てきたり、発生したりするわけですから、十分気をつけていただかなければならないことは各課にもあるわけですね。施設をそれぞれ各課持っていらっしゃいます。その各課が持っているところの取付道路とか使用されている物件等についての使用料等についての問題が発生しないようには、これ、建設課だけじゃないと思うんですが、教育委員会の方に聞いたら怒られるかもしれませんけれども、前から思っていたんですよ。スクールバスが新たにできているけれども、スクールバスのバス停、建物建てていますね。そこの床地の所有権はどうなるのかということ、おそらく賃貸だと思うんですが、無料借地だと思うんですが、貸した人が生きていた間はいいんですが、死んでしまった時に今度は相続権が出るんですね。うちあたりでも今度、堰堤をつくろうとするんですが、実際は60何人も、ところが、相続が終わっていなかったがために、300人ぐらい、中にはブラジルにいらっしゃる方もおる。いろいろこじれている方もいらっしゃる。なかなかそういうものが動かせないということが出てくるんですが、今元気な時にそうされているからいいんですが、スクールバスは学校が存在する以上はスクールバス走らせます。ですから、バス停もそのまま存在すると思うんですが、今、建設課長が言うたように、第三者にわたった時のことを考えると、私はスクールバスのやつもそういうふうに思うんですけれども、総務課長さん、管財として、管財を持っていらっしゃる課長さんとして、どのような方法が一番適当であるのか

ということ、要するに、こういうふうには町が持っている土地、借りている土地についての取り扱いは借りていた方がいいのか、それとも買収して行って、ちゃんと町の財産にしていた方がいいのか、そのあたりの意見をお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいまの質問でございますけども、本来的は買収を行うのが当然であろうというふうに考えます。いろんな事情がありまして、借地契約で借りている分につきましては、今後、買収に応じていただけるのかどうか、また地権者の方とご相談を申し上げ、検討をしていきたいと思っております。基本的には買収という考え方が正しいんじゃないかなというふうに考えます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、総務課長さんが言われたとおりですね。たまたま今回、建設課の方で町営住宅問題出ましたけれども、各課それぞれここあたりで賃貸で借りている、協力で寄附じゃないけれども、協力をいただいている、そういうふうな土地があるようであるならば、今総務課長が言われたように、ちゃんと契約書を結ぶなり、買収するような方向で相談するなりしていただかないと、私は将来において、今、建設課長が言われたような問題が発生すると、私は考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 7番 本田でございますが、今ちょっとこの財産のことで聞いておりますと、学校のバス停留所がございますね、学生さんが乗っております、通学バスの停留所がございますけども、あれは無償提供で地域の方が要望されて、停留所つくるといようなことにつくっているわけじゃないわけですか。今話聞いておりますと、そういうやつも極端なことで言いますと、そういうやつも買った方がいいような感じになりますけれども、停留所がいらなくなったら、あれを撤去して、元の地権者に戻すような考えはなかったんですか。そこら辺お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） スクールバスの土地についてですが、学校統合の際、バス停を設置する折り、基本的には地元の方にバス停用地については確保はお願いを申し上げます。契約については、無償ということで、現在やっておりますが、バス停自体がすべて私有地ではございません。今回、草部南部地区のバス停をつくっておりますが、それについては、一部私有地であります、町有地を主

につくっております。ただ、先ほど13番議員さんおっしゃいましたように、今後、長い目で見た時、いろいろ問題点は出てくる可能性はありますので、それについては、十分地元と再度協議を行いたいと考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐でございます。

課長さんの方にちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。この統合保育園の園舎の件につきまして、大変喜ばしい、並びにちょっと複雑な気持ちのところもございすけれども、やはり園舎につきましては、大変多額な金額を投じて新舎にされるわけでございます。この園舎に対しまして、まだまだ条例の方は提出はされておられませんけれども、一応確認ということでお尋ねをしておきます。

今の野尻地区に設置する園舎の設置場所をどういうふうな根拠でそこに設置されるのかをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 統合保育園の場所につきましては、従前、東小中学校の校庭につくるということで、皆様方にご説明申し上げておりましたが、教育委員会と十分その後、どこに位置的にはどうするんだということで、いろいろ検討を加えて、また協議も申し上げたところですが、やっぱり学校教育上、どこでもいいというわけにはいかんということで、最終的に教育委員会の方からお示しいただいたのは、ナイター施設が現在ございますが、そちらの学校側から一番遠い部分になります。そこではいいだろうということでお話をいただきまして、その後も私どもの方で検討いたしました。どうしても取付道路の問題が出てまいります。校庭内を送迎のバスが入るのは好ましくないという学校のお考えがございまして、上の方に、今の教員住宅がございす。そちらの方から下ろすということ以外に考えられませんので、建設課の方で試算をいただきました。道路取付並びにナイター設備等を加えますと、やっぱり500万円から600万円近い金がかかるということになりますので、それは補助もございせんし、単独ということで、財政的に非常に厳しいものが出てまいります。

そういう中で他にないかということで、いろいろ検討を加えましたところ、幸いにも東小中学校の正門がございす。すぐその前に県道に面したところがございます。その農地を調べましたところ、農振地も入っていないということで、地主さんの方に内々こういう計画があるが、ご協力いただけないだろうかというお話を申し上げましたところ、そういうことであれば、協力しようという内諾をいただい

ておりますので、今回、予算を計上させていただいたところでございます。

価格的には今県の方で買収をいたしております公共事業費の中で対応させていただくということになるということで、そういう予算を計上いたしております。場所的には申し上げましたように、小学校のすぐ正門の前の農地ということでございます。

そういうことで考えております。以上であります。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 甲斐議員がちょっと人間が大変できていらっしゃるからそれ以上のことを言われなと思うんですが、私はまだまだ未熟者ですから言わせてもらいますが、学校教育と児童福祉というのは、今から先は一緒に考えていかなければならないことだというふうに私は考えております。私がPTAの役員を長年やっておりましたけれども、やっぱり三つ子の魂百までじゃないんですが、中学校の保護者が一番後悔するのは、保育園時代にこういう教育をしておけばよかったな保育園時代に先輩の保護者からこういう話を聞いておけばよかったな、そうすると、中学校の時に、中学校、小学校の高学年のあたりで親として子どもの教育で反省するとか、悔やまれるということは極力減るんじゃないか、そういうふうな話が大変多く出ておりました。

ですから、現在の子どもの子育てについては、後ほど、一般質問でも少子化対策についてということで宇藤議員が質問されるようでもありますけれども、やっぱり少子化対策、また子どもの子育てについて考えていく上においては、一体感を持たせると、それが僕は一番であると思います。ですから、保健福祉課長も子どもの親でありますので、当時は小中学校の敷地内を考えていらっしゃった。私はそう思いますよ。なのに、あえて正門の向かい側の土地ということになると、今後、学校教育法が変わる、保険福祉法が変わった時に、保育園の子どもと小中学校の子どもの交流というのを今からやっていかなければならないというようなことが生まれてきた時にいつも道を渡って行かなければならないということになるわけですね。敷地内に私はつくるべきだと思っておりますが、新たに購入を考えていらっしゃるわけでしょう。私は小中学校のグラウンドは確かに踏み込むべきではないと思いますけれども、僕は敷地は十分あると思うんですね。私はやっぱり敷地内を再度考えていくべきだと思います。教育委員会と十分協議をしていただきたい。子どもの教育というのが、現場においてどのように変わっているかということを実感していただきたいと思うんですね。今から先は、やっぱり小さい子どもを持った親に先輩の親が今

のうちにこういうことをしておったがよかよというような環境をつくるべきだと僕は思っております。もう中学校に子どもがなって、あの時に聞いておけばよかったねというような後悔をさせるよりも、今の内に保育園の保護者のうちに中学校とか小学校の高学年の保護者からそういう話が聞けるような環境を僕はつくっておくべきだというふうに思います。

ですから、できれば、東小学校、東中学校の敷地の中で、新たな保育園をつくるのであるならば、考えていただきたいというふうに要望をいたしておきます。以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。10番 甲斐正一君。

○10番（甲斐正一君） 今、13番議員さんがおっしゃって、県道というけど、これは学校の敷地内みたいなもので、実質的には農道が挟んでいるような感じです。だから、少し勘違いもあったのかなというふうに思いますが、まずは、統合がいろいろ問題がございまして、そういうことでなった問題でありまして、学校教育の一端としては、義務教育とはまた保育園は違いますし、今後、子育てなんかする場合は、学校教育の一端として一所でやった方がいいというようなお話でございます。全くそのとおりでございまして、今後は草部南部の子どもさんも一緒に統合していただいて、スムーズな運びができればなというふうに私は思っております。だから、そのような観点から、できれば、条例改正などをしていただいてやっていただくが一番だろうというふうに思っております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

暫時休憩したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

**議案第43号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第43号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

実は、この補正予算の本予算とは直接は関係はございませんけども、安藤巖夫君の方の話なんですけども、本当は監査の時にと思いましたけども、なかなかこじれるんで、補正の時にと思いまして、町の方は安藤氏の土地の方に抵当権設定されております。その抵当権の金額、それともう1つは、所有者が多分、安藤氏の父親の名義ではなかったろうかと思えますけども、亡くなられたということで、その相続について、どういうふうになっていくのか、そして、相続権がどうなるかということですね。したがいまして、金額と相続の部分、それと今後の対策を再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えをいたします。

抵当金額は1億2,000万円でございます。安藤慎巳さんが亡くなられました後、安藤巖夫君に相続のお話をしましたけれども、未だ相続はなされておられません。兄さんの方にも相続関係をいかがかということで相談をいたしましたけれども、母達とも相談してからということでございますけども、私の考えといたしましては、すべての土地に1億2,000万円の抵当権が付いておりますので、多分、相続はされないんじゃないか、放棄されるんじゃないかというふうに考えております。

今後につきましては、内部で検討しておりますけれども、安藤君の支払いが滞った場合には、競売等も考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 実は、議員になる時もそうだったんですけども、国保の問題どうしますかという質問がありましたけども、私は一切それについて公約も何もしておりません。ただ、それとは別として、いずれ解決をしないことには僕は進まないと思います。このままずるずる安藤氏がずっと後余生を送られるわけですけども、月1万円ずつの返済で果たして妥当なのか、亡くなった時にどうするのか、いらん世話と言えればそれまで、いらん心配と言えればそれまで、しかしながら、やはり僕は関係者がおる以上、わかっている部分の中で、僕は将来的な解決を見出しておくべきではなかろうかと思っております。いろんな案もございますけども、その土地に抵当権が1億2,000万円付いておれば、誰も買う人はいないし、競売するとなると、その抵当権外してからの競売ですから、返ってくるお金も極わずか、となると、その妥当な金額という部分を見出した中で、やはり早急に僕は処理をすべきではなかろうかと思えますし、自治法に照らし合わせたところの243条の2、これに照らし合わせた解釈で解決するのももう先ではなかろうかと思えますけども、検討するんじゃなくて、いつぐらいまでに結論を出すというふうな期限を設定した解決策としての考え方はいかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 安藤巖夫さんの不祥事件でございますけども、前から総務常任委員会でも十分審議をなされておりました。ある程度の結論を行政にもいただいております。私、思いますに、もちろん安藤巖夫さんの個人的なもので責任をとっていただく、当然のことでございますけども、今、毎月1万円程度の入金をされております。計算すればとてもじゃないが、解決するということはもうないわけでございますけども、競売するとなかなか難しい部分がございます、今こういう時期でなかなか農地の方に関しまして、購入されるというのはなかなか少のうございます。金額的にあまりにも開きがあつて、反当が1町くらいでございますから、本当の微々たる金額で、それで解決してしまうと、何か安藤巖夫さんの方が少し楽になる、そういう罪を犯した上に競売して解決したというと、安藤君の方が何か民事的なものがまだまだ十分安藤さんには責任があるような気がいたします。時期がくれば、当然、競売、またいろんな抵当権設定等につきましても、今やって、相続はほとんどないというのは、あれだけの相続をする人はおりませんけども、お兄さんも今、市役所の方におられますし、その分に関しましては、何とか少しでも回収をするのも私どもの役目ではなかろうかなと思っております。時期的にいつごろまでに解決したがいいということじゃなくて、もう少し本人ももちろん

含めまして、お兄さんの方もある程度は事件発生当時は大変人間性もみられましたものですから、もう少しお兄さんとも打ち合わせてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 確かに難しいという点はわかりますけども、やはりそういう難しい場合は例えば、今回の不納欠損で弁護士に相談されたように、やはり法に照らし合わせて、僕は早く解決すべきだと思います。民事の部分で争うのであれば、民事の訴訟を起こすなり、可能であればですね、やはり司法の場において、きちっとしたルールに従った解決策を僕は急ぐべきだと思いますし、それだけの抵当権が設定されている土地をまず買う人はいないだろうし、ましてや、相続される人も相続放棄をされれば、僕はそれまでだと思います。相続放棄してしまって、あるいは誰も相続がない場合は、最終的には国有ですかね、どうなるのか、その辺は手続きわかりませんが、結局、何もとれなかったということになりますけども、今毎月1万円ずつ返済されているという部分も何もそれは法的根拠があってやっているわけではないし、むしろ道義的に人間関係の信頼においてされているだけでありまして、あと取れる金額を計算すれば、当然わかってしまうぐらいの金額です。結果的には僕はこれは解決じゃなくて、棚上げ、となると、いずれかの時期に先ほど言いました不納欠損扱い243条の2、この部分に照らし合わせて、僕はとれる見込みがないという不納欠損扱いに処理すべき問題になってくるとは思いますけども、その辺について、町長に改めてお考えを聞いて終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 事件当時には精一杯の法的な手続きはなされて、できる範囲内の法的手続きは完全になされているんじゃないかなと思っております。その後にも今、引き継いでおるわけでございますけども、今申しましたように、やはり不納欠損と野中議員さんおっしゃいましたけども、もうしばらくどういう状況と申しますか、お兄さんも長うせんで、退職等もあるように伺っておりますので、その辺までには早く結論をいただきたいと思っておりますし、事件でございますので、なかなか時間が経ってきますと、本人はもちろんのこと、身内の方々も民事の方に関しましては、少し罪の意識がだんだん時間が経つと薄らいでいきますものですから、そのあたりもこういう毎月に入金がなされることにおいて、その責任度合いも十分まだまだ本人には感じていただきたいと、ぱっと解決すれば、本人が一番楽だろうし、一番被害を受けているのは、町民の方々が一番被害を受けるわけでござい

ますけども、その部分も含めまして、もう少し本人には刑事的責任は終わっておりますけども、民事的責任についてはもう少し本人に反省を促す部分もいいんじゃないかなと、そのように思っております。できる限りの本人からの入金に対しましては、できる限りやっていきたいと、そのように思っておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

毎年毎年、決算認定において未済額で必ず上がってくる数字がずっといきます。結局、これはこのままの解決でいけば、なくなるまでというのは、もう途中で行き詰まるのはわかっているわけですね。1万円が入ってくる間だけ上がって、そのあとはそのまま未済額でずっといくと、請求する宛もなくなってくる、その時点で不納欠損扱いになるのかということになりますので、僕は本当にこれは早急にこれはもういわゆる町長の政治決断だと思います。そういった気持ちで進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤です。

追跡調査じゃございませんが、今の野中君の関連質問でございます。今、働いておられるところですね。現在、どういうところで働いているか。また、健康状態、そういうやつについてちょっと調査されていますか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 働いておられるところは熊本市内の造園屋さんでございます。

健康状態につきましては、面会をした時にいつも聞いておりますけども、持病の糖尿病がっておりますので、顔色、姿勢も非常に良くないような状態です。本人も糖尿病で血糖値が高い旨のお話をされております。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 先日も社長、3回ほど私の方にお出でになりますが、島崎町ですね、いたって健康だそうです。金もそれなりにとられていますが、いつまでも今のような状態を続けるということは上等じゃございませんので、もう少し強い意思を持って、少しでも回収できるような方に持っていかないと、社長と話してみると、それなりに健康、働きもすると、まじめで、昔川上神社に大変お世話になっておるから、少しでもそういう手伝いができるならということで、社長が言われてお

りました。再度確認して、役場とか来た時には、病人の振りしとったがいいですよ。しかしたって健康と、一日も休まんというような状態でございますので、その辺を厳しくまた少しでもこれは不納欠損で早くせえというのは、これ間違いです。少しでももらっていかにかいかと私は思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） できれば、質疑はありませんで、どんどんどんどん行きたかったんですけども、質疑がありましたから、この問題については、14人の議員さんがそれぞれ皆さん考え方が違うと思います。事件発生当時にいらっしゃった議員さん、その後に出てこられた議員さん、いらっしゃるから、それぞれやっぱり考え方はあると思います。私は当時、百条委員会の委員長もさせていただきましたし、調査もさせていただきました。残念なことに、管理責任を問うたんですが、それについては、何となくずるずると終わったような感じがございます。ただ、やはり日本の憲法上、犯罪を犯した人間であれ、ある程度の生活権、生存権は認めるであるというふうに私は思いますし、本人の反省というものは刑法上ではもうすでに終了をいたしております。後あるのは、民法で言う賠償責任のみであると思います。ですが、財産またその人間が今後、経済的にどれだけのお金を生むかということを考えてみますと、後藤議員さんの言われる方法、それと野中議員さんの言われる方法それぞれあります。ですから、執行部も結果的には板挟みで、やはり協議をしていかざるを得ないと思うんですね。私は前にも言いましたけれども、やはり弟の犯した犯罪でお兄さんの方にいろいろと相談をされるということは、やっぱりお兄さんの方の家庭にとってはかなりな苦痛であるというふうに私は思います。ただ、財産権の問題になってくると、その相談は兄弟それぞれにしてもよろしいことだと思いますが、賠償の問題について、今後私はお兄さんの方にどうだろうか、こうだろうかということについては、ある程度のところで僕は切るべきではないかなと思います。

それと、財政がこれだけ厳しくなりましたから、私は町に対して、あまり要求はできないんですけども、やはり当時、森林文化村構想の中でやっぱり大谷ダムに流れ込む、ああいうふうな野尻川の景観のすばらしい土地が川上神社を中心にして拓かれている。そこを財産地として持っておられるのであるならば、第三者にそれを売却して、町が被った損害を賠償してもらうよりも、高森町がその土地を利用して、そこから安藤巖夫君が使い込んだお金を生み出すような方法を考えていただくということも私は1つの手段ではないかと思うんですね。

ですから、確かにやった人間は悪いんですが、それを見ていた人間はもう新たな生活をされているんです、もうすでに自分はいくらずつか出したから終わったということで、もう今日の秋空みたいにすかっとした気持ちで遊んでいらっしゃる。実際、犯したのは安藤巖夫君ですが、ただそれを見逃した人間は今日の空みたいですよ。朝起きた時みたいに気持ちのいい雰囲気の仕事じゃないけれども、遊んでいらっしゃる。仕事もされている。生活をしていらっしゃるんですよ。ならば、やっぱり町長にお願いしたいのは、これをいつまでも引きずらないで、どうするのかということ、ぼちぼち職員全体と当時の職員と協議をしながら、正式に発表する時が近くないといけないと思いますので、そのあたりについて、今後協議をしていただきたい。十分な協議をしていただきたいと思いますから、よろしく願いをいたしておきます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。本来、川上神社というのは、本当に昔から有名で、また伝統あるところでもございますし、本当に町の、旧野尻村に対しましては、皆様がお集まりいただきまして、いろんなお祭りともまた名所あるところでもございます。私も利用することに関しましては、一生懸命でございますけれども、何分、上の川田代橋と申しますか、あっちの方から道路ができておりますけれども、なかなかこういう時代で冷え込んでおまして、なかなか計画をすると、いろんなものも計画をもっていきますが、なかなか地域的に過疎が進んでおるところでもございます。なかなか思うようにいかないのも現状でございます。できる限り、回収の方法もそういう本人からとるのは当然のことでございますけれども、それ以外にそういう1つの公園といいますか、パークみたいな感じでもつくるとか、いろんな方法もあろうかと思えます。それも含めまして、今後検討してまいりたいと思えます。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 4 4 号 平成 1 7 年度高森町老人保健特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案 4 4 号、平成 1 7 年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 4 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 4 5 号 平成 1 7 年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 4 5 号、平成 1 7 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 5 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 4 6 号 平成 1 7 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 4 6 号、平成 1 7 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第47号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第47号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第48号 平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第48号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

南鉄の特別会計なんですけども、南鉄の社長は当然、高森町の町長、藤本町長でございまして、今回も2,000万円の繰出ということになりますけども、将来、南鉄をどういうふうな形で持っていこうというふうな理事会のプランニングがされているのか、赤字が出たから自治体基金から入れる、何かを買う時に民間基金も活用するかもしれないし、基金があるうちはまだ維持できますけども、じり貧状態としていく中で、南鉄の将来性を理事会の中でどういった形で進められておるの

かを1点。

もう1つは、これだけ南鉄のことを審議するのも高森だけが審議しておりますけれども、果たしてよその議会の方で、特に南阿蘇村、合併しましたけれども、こういった形で南鉄を位置づけされているのか、その辺まで含めた理事会の中身の突っ込んだ話まで答えていただければと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今回提案いたしております件につきましては、先日より取締役会等でお話をして、各町村のご意見等を拝聴いたしたところでもございます。町村長の各意見、一番大事なことは、利用客の減少と、それが一番原因でございます。昨日も担当課長の方からも説明を申し上げたとおりでもございます。去年は猛暑、いろんな台風被害等におきまして、乗客の利用減少が一番見られたということと、今回大きなお金が出ておりますのは、J R福知山線の事故がありましてからこっち、いろんな国の施策、国土交通省から安全確保について、かなり厳しい要求がなされておきまして、その分に関しましても、経費が多く出るところでもございます。車両の保守点検等についても、大変厳しく言われておるところでもございます。

私が今思いますには、各町村長、各議会でも報告があっているかどうかちょっと確認いたしておりますけれども、いつも話すには、何とかこの赤字をくい止める方法はなかろうかということで、いろんな施策をなされております。今回も南鉄自体をもちろんリストラを2人ほどいたしましたし、また、自主努力と申しますか、異動がございまして、その異動がなされた方が各イベント等についても、大変熱心に計画をなされておるところでございますし、また酒販売等につきましても、許可をいただいたり、また旅行につきましても、そのような努力をなされているところでございます。

私思いますのは、最終的には、高森の町民の方に年に1回だけ乗っていただくと、これで赤字は解消するんじゃないかな、そのように思っております。この利用促進するためのPRと申しますか、そういう分に関しまして、各町民はもちろんでございますけれども、この沿線に関しましては、そのPRについては、十分今からしていきたいと思っております。

各町村の動向については、取締役会でそういう話は出ておりませんので、わかりませんということでございます。当然、負担金等があれば、当然話題が出るものだと思いますけれども、今回は合併によりまして、まだ南鉄までいっていないの

も現状でございます。旧蘇陽町になりますけども、このあたりの話もまだまだはっきりしておりませんことと、一緒に沿線としては入っております山都町の甲斐町長でございますけども、南阿蘇観光のブランドは名前はほしいということで、一緒にこの取締役会にも入ってございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

何から言ったらいいのかというか、むしろ、確かに乗車率向上を図るというのはもちろん基礎となる部分で大事ですけども、南鉄そのものをどうするかという部分ですね、今回の台風の水害で高千穂鉄道が非常に難しいような状態になっております。鉄橋が流れたりとかして、それを南鉄に置き換えた時に、鉄橋が1つ流れたら、もう南鉄お手上げだなと、そうなると思うわけですよ。となると、利用できるうちに本当に新たな利用方法、これ極端な例ですけども、1つの例を申し上げるならば、バス専用道路として通勤通学専用の部分とトロッコ列車を中心とする観光列車、バスと列車と一緒に走るような、移動する部分はバスでやって、観光はトロッコ列車を走らせるという兼用道路、そういったのをつくるとか、そういった僕は広く南阿蘇全体からアイデアを募って、僕は1つ企画力で思い切った経営のやり方を変えるべきだと思います。基金がなくなる間は運営をするけども、それから先はわかりませんというんじゃ、もう自治体基金、あるいは民間基金募った意味もございませんし、再度、その辺について、取締役会、あるいは各町村の議員2名ずつおります評議会ですかね、協議会、幹事会、そのあたりの内容までもし話ができるようでありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 高森線存続で鉄道を残そうということで、すごい皆さんの住民のパワーで第三セクターにもってきてやったところでございますけども、それがこういう時代の流れと共に、利便性、いろんなことを考えますと、利用が少なくなっております。いろんな思い切った対策をとということでございますけども、俵山トンネルとか、いろんな開通等がありまして、今、ご存じのように、産交バスさんが熊本空港、熊本駅、交通センターに1,000円でノンストップで行くと、そのようないろんな各社が施策を打ってございます。なかなかこの鉄道と申しますと、決まったルートで横道が逸れるわけにはいきませんし、レールのおりでございますし、なかなか思いようにいっていない、それと大津までの電化がございましたけど

も、立野で乗り換え、大津で乗り換えと、本当にその意味で利用するお客の方々の不便な部分がございます。いつも各市町村の会合で申しますのは、何とか見てもらえばわかりますけども、大津までの乗り入れを何とか可能にしてくださいということで、各町村長の署名をいただきまして、陳情にも行っておりますし、今、阿蘇デザインセンターと県を主体としたデザインがございますけども、そっちの方にもいろんな計画をしていただいて、何とか鉄道存続、利用客の増ということをお願いをいたしております。野中議員さんがおっしゃいましたように、思い切った施策が一番と思いますけども、なかなかこの時代でこれという策が打てないのも現状でございます。今後はそのようなものがあれば、いろいろ知恵を拝借して、今後努力してまいりたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村將護君。

○4番（山村將護君） 今、野中議員から質問がありました。私も似たような質問になるかと思いますが、南鉄が第三セクター化されて約20年経っておると思います。本来、株式会社です。その基金です、この基金は。その基金の管理を高森町の企画財政課がし、なおかつ高森町の議会がその予算を審議すると、何かおかしい事態が起こってイヤしないかと私は思っているわけです。本来、株式会社であるならば、株式会社が持つておらにゃいかん基金だろうと思います。であるならば、取締役会なり役員会なりで決定すべきこと、どうもその辺が私はわからんわけです。

でですね、町長が慣例的に社長をしております。その理由もわからんわけです。

それから、第3点が、これは今の2点はちょっと町長にお伺いしたいんですが、第3点、南鉄の団体別の持ち株数を企画課長にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私も株式会社でございますけども、その時点で、どういう感じで高森町の町長さんが社長になられたという経緯はちょっと私も見当がつかない部分と基金につきましては、金利を利用すると、全く普通の一般的な基金利用の仕方ではなかろうかなと思っておりますし、民間の方々、各個人の方々からも基金を集めまして、住民基金というのが3,200万円ほどございます。これにつきましても、金利を利用するというふうになっておるところでございますし、取締役会も各町村長さんが今なっておられますし、何かもうこんな話しますと、決まっていますとなく社長になっていると、何でなったかと言われても、何でかなと考えますが、

高森が終点だったからなったのか、それか南阿蘇の高森町は雄都でございますから、そういう意味で高森町長を社長に選ばれたのかなと思います。ちょっとそこは私も20年前のことはわかりません。ずっと高森の町長さんが代表取締役ということでございます。

今後は、今、山村議員さんからもご意見いただきましたから、取締役会等を通じて、またお話をしてみたいと思っております。もちろん株式会社でございますから、基金につきましては、当然、うちの役場の方で扱うというのはちょっとおかしい部分がございますけども、そのようなことで今、取締役会の方で協議をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

発行株式の総数が2,000株でございます。額面5万円でございますので、1億円が発行されております。内訳は高森町678株、南阿蘇村1,130株、西原村50株、山都町140株、大津町1株、南阿蘇総合開発促進協議会が1株で合計2,000株でございます。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村將護君。

○4番（山村將護君） これでおわかりいただけたと思います。当初は、高森町が筆頭株主だったわけです。先日来の合併によりまして、南阿蘇村が筆頭株主となっております。ということは、高森町が審議したり、基金を管理したりするいわれがないわけですよ。これを南阿蘇村に移譲しなさいというわけじゃありません。今後、南鉄の再建のためにはいろんな手が考えられると思います。先ほど、町長もおっしゃいました。で、これは当初の時点から第三セクターという話でした。第三セクターは何かということです。第三セクターとは、民間が入って初めて第三セクターです。これは典型的な先ほどの株数でいきましてもおわかりのとおり、典型的な第一セクター、これは株式会社の体はなしていないわけです。ということは、これを本格的な株式会社にする、もっていくべきではないかと、基金の問題がちょっと出ておりましたが、基金が減るのは、もう当初想定内のことです。想定されたことです。本来、株式会社が、例えば設備投資をする、例えば災害があつて補修をする、そういう場合の時は公募をするなり、社債を発行するなり、それはもう町長が一番ご存じのことだろうと思います。

今後、町長にお願いしたいのは、南阿蘇鉄道関係町村との話し合いもさることながら、この持ち株、過半数とまでは言いません。3割なり4割なり、本来の株式会

社にするために、放出する、あるいは公募する、これは縁故でも公募でも何でもよろしゅうございますが、そういう方法は考えられないか。

私がこういうことを申し上げますのは、なぜかと言うと、いろんなイベントとかあっております。ただ、これだけでは南鉄の存立の基盤を確固としたものにする収益となるものにするためには、そういう小手先のイベントではもうこれは追いつかんとところに立ち至っていると私は思います。

そういう公募の問題、これは南鉄の社員、あるいは株主となった南阿蘇住民の南鉄を盛り上げようという意識改革にもつながると思います。この点、町長、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変時代の流れかと思えますけども、第三セクターというのはかなり多く各町村でいろんなことが行われています。一番早いのは、南阿蘇、あそこの久木野でございますけども、あそこもやっぱり県・村・民間と産交バスと入って、第三セクターでやる。なかなか第三セクターというのは、考えようによりますと、少し公的なものが入りすぎますと、やっぱり無責任と申しますか、責任がないようなやり方で最終的には第三セクターというのは、ほとんどの団体が赤字に転落をします。もちろん赤字等が見込まれますから、第三セクターという方式もとられている部分もあろうかと思えます。そのために、公的なもの、もちろん民をここで見ますと、1株1株で2株しか、2,000株のうちの2株しかございませんけども、その分の形だけの民ではなかろうかなと思っております。

いろんな地域もこの第三セクターというのがあまりよろしくないから、今度は管理者制度というのが今法律が変わっていつているんじゃないかなと、今年からですね、第三セクターは使わないで、管理者制度をつくりなさいと、そういうふうな形に今なっているのだろうと思っておりますし、この今おっしゃいましたことは、取締役会と十分また話し合いをいたしまして、どのようにした方がいいのかはまた話してみたいと思っております。

私がこうしますと、今日言いますのもちょっと各町村長さんおられますものから、十分話し合っていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） ありがとうございます。

今、預かっておる株券678株、町にあるはずですが、これは、金利のつかないいわゆる金券です。もっと金利のつくようなものに私は持って行って、それを基金な

りに回す、そういう工夫もまた考えられる、今後、町長は就任当時、民間手法を生かした改革をやっていくというようなことをおっしゃいました。まさにそのとおりだと、これを実現することによって、まずこういうところから解決していかないと、町本来の町の改革はできないと私は思っております。

町長は、建設業をされて、一流企業にされた実績がおありになります。そういう手法で第三セクターと銘打っております南鉄の再建、よろしくお願ひしたいと思います。がんばってください。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 南阿蘇鉄道の運営委員会の会長を私は一応しておりますので、私の方からもお願ひをしたいし、またこういうふうにしたらどうかかなという気持ちもあるんですけども、南鉄の社長さんは当然高森の町長、何回も言われますけれども、株式総数でいけば、やっぱり筆頭株主は今から先は南阿蘇村の村長さんであると思います。

なぜ高森の町長が社長をしておるかというのは、当時はやはり確かに株数もあったと思うんですね。ただ、やっぱり今言うように、民間の手法でいけば、筆頭株主がやっぱり社長になってくると思うんですが、私達が一番恐れなくてはいけなのは、利用者がいかに少なくとも若干なりと利用されている高森の町民の方がいらっしゃるわけです。その中で、もし社長が南阿蘇村の村長になった時には、終点が高森駅であるのかどうか、それが存続できるのかどうかということも僕は不安視しなければならぬ問題として新たに生まれてくると思います。

内部努力も十分されていらっしゃる。リストラもされていらっしゃる。ありとあらゆることはされていらっしゃるんですね。もう10年来、高森の町民の皆さん方に利用してくださいということも言われているんです。歴代の社長、町長の方からも言われているんですが、今のように、産交バスが先ほど言われたように、空港経由で県庁通って、交通センター、そして熊本駅を終点と、熊本まで1,000円で行くんですね。便利はいいですよ。商店街に止まるから。要するに、熊本駅から水前寺駅から電車を使って、バスを使って、また鶴屋通町に行くよりも、産交バスの特急で乗って行って、中央から乗って行って、通町筋で降りる、非常にこれは便利がいいわけです。やっぱり便利のいい方を町民の方達は選ばれるんですね。ですから、その中でやっぱり勝っていくためにはどうするかということは、町民を上げて、南阿蘇村沿線の皆さん方とも知恵を出し合って、極力存続するような方向で話し合いをしなければならぬと思います。利用してくださいと、ボランティアでお

願いするのも何ですから、やっぱり何らかの形をつくって、今後は十分に慎重に考えていかなければならないと思います。

立野ダムの補償問題もまだ解決はいたしておりません。開業すると、大体立野ダムの補償問題をあてにしたような南阿蘇鉄道の社員の話があるわけですね。またそれで赤字を補填しようかというような安易な考えがあるわけですが、社長において、町長において、やっぱり今後はそういうこと、安易な方向に進むんじゃなくして、やっぱりもう少し建設的な考えをやっていくようなことも考えていかなければならいわけで、当時、今は草部の出張所長をしておりますが、当時総務課長であった岩下生人さんあたりとも協議したことがあるんですが、高森駅を終点にするからいけないんじゃないかなと思うんですね。モノレールをつくってアスカに駅をつくる、役場に駅をつくる、色見の丸山、要するに、阿蘇登山口に駅をつくる、そして根子岳の入り口に駅をつくる、そして温泉館に駅をつくる、終点にするような形でのモノレールをつくる、そして従来、高森駅で降りた人達がバスとかまたそこで迷ってタクシーを使うんじゃなくして、そのまんま立野から高森の観光に入っていくような、そういうような新たな設備投資も勇気を振り絞ってすべきじゃないかなと、そういう話もしたことがあるんですよ。ただ、財政がこういう時期であるから、なかなか前に進みませんが、私は現在みたいに駅の数が今のとおりに、そして終点も高森駅のまま、湧水トンネルのところに駅をつくらうかがいですが、言っても勾配でできませんとかいって未だかつてできもしない。そういうような状況が続けていたんでは、私は野中議員が言うように、いつやめるんですかって、そういう勇気を振り絞る時期をやっぱり聞かれる、そういうことが出てくるといいますけれども、今後建設的な意見等については、どのように考えていらっしゃるかということをお願いしてこの問題の答弁としていただいて、私は終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、立野ダム等のお話もありましたけども、立野ダム等につきましても、鉄橋の架け替えとかいろんな話が出ております。新しくトンネルを掘るとか、いろんなことがございますけども、今の鉄橋につきましては、あれでまだ十分もてるんじゃないかと、いろんな建設省との打ち合わせがあつてございますけども、今のところ、結論には達しておりません。

今、それと別に各駅をつくる、また休暇村までモノレール等と色々な施策があるんじゃないかなと、十分私ども湧水館の駅の方も何回も私も一般質問等でもしたことがございますし、本来言うなら、高森のあのトンネルじゃなくて、もう少

し色見の方に回って、休暇村の上に線路が伸びていけば、また湧水はなかったにしても、観光名所の一環としてはなるんじゃないかなと、いろんなお話も聞いております。

できますものなら、いろんなお願いをしながら、今おっしゃったようなことも十分配慮して考えてまいりたいと思っております。

もちろん、各町村の方々に相談をせんことにはできませんものですから、そのあたりも各町村の取締役会等でも十分話し合っただけまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第3 休会の件を議題といたします。

16日及び20日は休会といたします。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時53分

9 月 2 1 日 (水)

(第 3 日)

平成17年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成17年9月21日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
1番	宇藤 敬	1 少子化対策及び高齢社会対策について	① 少子・高齢化を迎えるに当たっての執行部の考え方及び方針
6番	野中 謙三	1 高森町産業の地場育成について	① 農業振興策について ② 商工業の活性化について ③ 観光の開発企画について
7番	本田 生一	1 学校施設について	① 高森中学校旧プールの今後の対応は ② 学校施設の管理状況は

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番 宇藤 敬 君	2番 白石 博昭 君
3番 山室 克尋 君	4番 山村 將護 君
5番 甲斐 直三 君	6番 野中 謙三 君
7番 本田 生一 君	8番 甲斐 廣國 君
9番 後藤 和昭 君	10番 甲斐 正一 君
11番 相馬 俊行 君	12番 三森 義高 君
13番 佐伯 金也 君	14番 後藤 英範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） おはようございます。

先月来の大変暑い時期から一転しまして、朝夕は涼しくなってきました、秋らしくなってきたと、これからが実りの秋本番でございますから、大きな台風、あるいはその他の災害が起きずに、農作物が豊かに実ることを心からお祈りするものであります。

そして、先の台風14号で、本町にはそんなに甚大な被害がございましたが、日本全国大きな被害が出ております。被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念するものであります。

本日は、先日、町長の今定例会における趣旨説明及び予算、いろいろお聞きしました中で、2、3一般質問という形でご質問させていただきます。私は、少子化対策及び高齢化社会についてということでございますが、これ、新聞あるいはテレビ、その他でも非常に今少子化、少子化ということで、話題性があります。またなおかつ一気に日本は高齢化が進んでおるということで、このことはこれからの社会においては非常に大きな不安材料でもありますし、また逆に言うと、これをもとに大きな活性化ができる部分でもあろうかと思っております。

そういうことで、まずは、少子化からお聞きをいたしますが、本町においても、少子化対策ということはお考えになられておると思っております。その中で、今後の方向性と申しますか、どういう方向性をもって今後取り組んでいかれようかとされておる

のかと、その点からお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

先の衆議院選挙も自民党の圧勝に終わりました。その中での機構改革も弾みがつくんじゃないかなと歓迎をする部分もございますし、今、宇藤議員さんがおっしゃいましたように、少子化高齢化ということで、社会構造が急速に変化しつつ、また経済環境も大変厳しいものがあるかと思っております。私どもの地方が切り捨てにならないように配慮してほしいということと、またそれを強く各地方からも注文をすべきだと考えておるところでもございます。

私どもの少子化対策と申しますと、なかなかここ数年大きな声で述べられておりますけども、私どもの町のデータを見ますと、昭和57年から計算しまして約20年でございますけども、当時は106人ほど生まれて、平成16年には53名でございました。約20年間の間に約半分の出産率ということでございますし、本当に少子化に拍車がかかっているのも現状かと思っております。

本町におきましても、いろいろな施策、どのようにしたら子供さんを生むことができるかなと思っておりますけども、なかなか今の社会情勢と申しますと、女性の方の社会進出、いろんな国・県を上げてやっております男女共同参画と、いろんなものに関しまして、女性の方々が出産の方には向かなくて、考え方が家庭に入ろうとされる方が結構少のうございますことと、やはり仕事を持ってでも子育てが十分できるような社会整備をやるべきだと思いますけども、そこがまだ遅れている部分があるかと思えます。ただただ一地方でできていない、なかなか国挙げて、県挙げてやっていただく、それに私どもも精一杯努力していく以外にはあまり今のところ、いい策はないかなと思っておりますし、女性の方も今のところ、晩婚型と申しますか、なかなか思うようにいっていないのも現状でございます。

地方は高齢化率も大変上がってきております。思いますには、やはり一地方でなく、国・県の考え、また指導のもとに精一杯そういう分には努力してまいろうと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） それでは、自席からでございますが、お許してください。

今、町長の答弁から男女共同参画社会ということ、それから女性の晩婚化ということも影響しているんじゃないかということでございますが、こういう部分におき

ましては、世の中の趨勢でございますから、それでもなおかつ子供を持たないと、あるいは夫婦二人だけでこれからの人生を考えていこうというような方もいらっしゃるわけでございます。そういうのを考えますと、今おっしゃった一地方自治体単独ということじゃなくて、県あるいは国と大きなうねりの中で取り組んでいかんと、やっぱり難しいんじゃないかというお話でございました。

そのことをどうこうというと、私達の力ではこれはもうなかなかうまくいかないわけでございますが、身近な問題から言いますと、私も少子化ということで、ちょっといろいろ調べました。これほど入り口は小さかったんですが、奥行きが深くて広い問題はないと思ひまして、ちょっと戸惑ったわけでございますが、1つは、こういう事例もあるんじゃないかというふうに思えたのが、子供がほしくてほしくて仕方ないんだけど、なかなか子宝に恵まれないと、そういうお声、私も地元でも聞きますし、友達関係にもそういう人達があります。逆に言うと、不妊治療といいますが、そういう部分で何かできるのではないだろうかというふうに思うわけでございますが、こういう医療的な分野と、こういう部分で何かお考えになっている部分がございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 最近はそういう不妊治療などをおこない、お子さんをということで、大変ご苦労があつているご家庭も多くあると聞いております。また、それに関しましては、大変な高額ということで、国の援助、いろいろそういう援助もないというふうにお聞きしておりますし、私どもの思う援助と申しますならば、やはり不妊治療ももちろんでございますけども、まず、私どもの地域から見ますと、まずは少子化の前に嫁さんを探さにゃいかんなど、そういうことも思うところでございます。まず、嫁さんを探すこと、またそういうことにおいて、少子化対策の一環になるんじゃないかなと思う分と、その不妊治療の方はこの場で法的なこともございましょうから、なかなか今のところ、医療的には考えておりません。逆に申しますならば、今申しましたように、今まで昔のように地域の方々、また隣近所の方々、親戚の方々、いろんな方々がここにはよか娘が適齢期がきとるですばい、ここはよか息子がおるばいと、いろんな方が皆で協力して、いろんな方々がお世話をしておいでになりました。当然、その中には仲人さん、仲を持っていただく媒酌人の方も結構おられるわけでございますけども、最近では、ご存じのように、媒酌人なしの結婚式が多いとか、少子化に直接関係ないようでございますけども、やはり人と人とのコミュニケーションをとるといふことにおきましては、やはり交わる機

会がない、職場がもちろん違えば交わる機会もないわけでございますけども、少し少子化対策の一環としては、欠けた部分があるんじゃないかなと思うしております。

お聞きしなされたこととちょっと違うんですけども、町の方もやっぱり今までいろんな嫁さん探しと申しますか、農業体験交流事業をやってまいりました。平成9年からやってございまして、平成16年度は1名でございましたけども、台風の影響で中止になりました。全体的に約8年間の間に95名の方がご参加されて、女性の方が参加されております。その中で、結婚まで行き着いたというのは、約4組でございました。これは町挙げて、行政挙げていろんな施策をしてきて、95名中の4名でございましたし、こういうものを含めてもやはり嫁さん探しの方がまず先じゃないかなかなと、そのように思っていた部分がございましたけども、質問と内容がちょっと変わりましたが、そういうふうにおっしゃるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 嫁さん探しのことはあとでお聞きしようかと思っていたんですけど、町長の方から先に答弁がありましたんですが、後継者、特に男子の農業後継者、あるいは商工業も含めて、地元にいる男子後継者になかなか嫁が来ないという部分もありますが、これ、私が持っている資料でございますから、一概にこれが妥当かどうかわかりませんが、1つおもしろい事例がありまして、高学歴な女性ほど今田舎の方に嫁ぎたがっておるというようなデータがあります。これ、何ででしょうということで、1つ2つお聞きしましたところ、非常に農家とかというのは相続に関しては優遇されておると、土地の相続、特に財産の相続、会社以上に有利なところがある。そして広大な土地や山林を一気に相続税も払わずに、相続していけると、そういうようなところもあると。そういうところを見ると、都会で嫁いで、その親御さんから土地なり家なりを引き継ぐと、そうすると、払っても払い切れないような相続税を払わされると、そういうのを考えると、今後将来、日本のことを考えていくと、どうも地方の方がいいんじゃないかと、そしてなおかつこういう農業とかこういう部分に目を向けて、後継者の嫁になっていくというような人がかなりの数いらっしゃる。そういうことで、例えば、いろんな会合をお持ちになって、お見合いパーティーとかいろいろありましようが、これはできるかどうかは別としましても、あるいは役場が率先をしてというとおかしゅうございますが、役場から例えばそういう女子大学とか、女性のいる大学、そういうところにこういうパーティーをやりますが、高森町にちょっと来てみませんか、そういう中で地

元の後継者とのカップリングをさせると。地元の後継者もほとんどの方が大学、あるいは農業大学とか、そういう非常に高学歴な学歴を修めて帰って就農、あるいは地元の仕事に就かれておる方が多いでございます。そういう意味ではカップリングに関しても、そんなに問題点が出てくるというようなことはないと思いますので、こういうこともされると、また別な意味でのカップリングができてくるんじゃないかなと思います。このことに関して、町長の方から答弁を求めませんが、1つの提案じゃございませんが、こういうところにも案外網を張ってみられるといい後継者が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

それから、子育て支援に関しましては、3月または6月の定例会でも町長にお聞きしましたので、この部分に関しては、省略をさせていただきますが、やっぱり子供を1人持つと、その1人の子供をいろんな方でお世話をしながら、夫婦ではやっぱり共稼ぎというところもあります。そうすると、やっぱりいろんな意味での負担がかかると、そうすると、じゃあ2人目、あるいは3人目という時に、やっぱり二の足を踏まれるという部分もあろうかと思っておりますので、この子育て支援、あるいは後継者の嫁探し、こういう部分をひとつ一緒にひっくるめてやられると、一気に少子化が解消するというわけじゃございませんけど、新しいカップルができて、そこにまた新しい命が授かるというようなことで、高森町の人口増加と、あるいは少子化の歯止めという部分になっていくんじゃないかと思っております。

そこで、これ、淡路島に五色町という町がございます。ここは来年の2月には洲本市と合併をするという予定になっておる町でございますが、この平均出生率が1.79なんです。非常に高うございます。何で1.79なのかと、これ2超えているのは沖縄県だけでございまして、他は全部1.29前後のところばかりでございます。ここ、何で突出しているかと言いますと、今お話ししたようなことをやっておるわけじゃございません。またいろんな補助金を出しているわけでもございません。何でこんなに出生率が高いのかということをお見せした時に、住宅政策にたどり着いております。例えば、町営住宅に若いご夫婦が入っていただくと、その時に乳幼児の医療費補助とか、あるいは子供の学童の補助とか、そういうのは国の中での部分は確かにやられておりますけど、じゃあ町独自で中学校まで面倒見るとか、就学前を小学校6年生まで引き延ばして町の予算でやるとか、そういうこと一切やっておられん町です。それでもなおかつ出生率が高いというのは、住宅に入っていたいただいた方達に家賃を安くされているんです。それだけだそうなんです。ですから、家賃の部分を補助という形なのか、どういう形かわかりませんが、現

金で支給するとかということとはされないそうです。例えば、3万円の家賃だったら2万円にするとか、そういうふうなことをやられている町だそうです。そのことだけじゃなかったんでしょけど、どうもそこら辺が引き金になって、そういう制度を受けている家庭が非常に出生率が高くなったという事例がございます。

町長、これをやってくださいというわけじゃございません。こういう事例がありますが、ちょっとお聞きになって、どのようにお考えですか。担当課長でも構いません。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かにそういう地域もあろうかと思うところでもございます。

私どもも今、町独自といたしましては、乳児医療の助成にいたしましても、国・県の補助は3歳までということもございますけども、高森町も独自で小学入学前まで医療の補助をいたしておりますし、最近は、今回、高森町長となりましてから、就学前の乳幼児の祝いということで、ランドセルの贈呈などをいたしております。また、保育料の助成の方も本町では3万7,000円を超えるところまでは補助をいたしておるところでございます。いろんな補助等につきましては、できる限りのことはしておりますけども、やはりこういう時でございまして、なかなか財政が思うようにいっていないということでもございます。

また、少子化、高齢化を迎えるに当たって、私どもの今やろうとすることは、少子化対策としては何ら関係もないように思われるかもしれませんが、私どもも日ごろから申しておりますように、企業の誘致をすることにおいて、税収の増加をもたらしますし、また、雇用の場の確保など、働く方々が地域で生活ができていくことにおきまして、消費の拡大につながる、またいろんな面で経済効果につながるかと思っております。

そのような中におきましても、先ほど申しましたように、雇用の場の提供は私どもの地域に若い人達が定住していただき、その増加をもとに、労働人口の定着によりまして、町の高齢化率を押し下げ、また少子化の歯止めにもつながるんじゃないかなと、そのようにも思っているところでございます。

今申しましたように、企業の誘致、単に経済活動の効果のみならず、広い意味での地域の活性化として取り組んでいこうと思っておりますので、財政面、補助、いろんな支援につきましては、気持ちは十分ございますけども、なかなか気持ちのように行っていないのも現状でございます。1つのアドバイスとしてお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 少子化というのは、本当に間口は狭かったんですけど、奥行きが本当に広うございまして、どこからどういうふうに町長の方に攻め込もうかと思いませんと、あまりにも広すぎて、ちょっと私も戸惑った部分があったわけですが、先ほど申しあげました五色町の住宅政策にしてもそうでございますが、やっぱり世の中が核家族化してきている、それから個人のプライベートを非常に守りたいと、多分五色町がどうかわかりませんが、そういう部分を敏感にとられて、そういう部分を大切にしてくださいというような政策が実を实らせると思いますか、功を奏して、逆に言うと、少子化にストップがかかって、逆に出生率が上がってきたんじゃないかなというふうに思えてなりません。

その中でやられておるのが、町長が先ほど申しあげられました男女共同参画社会の実現と、これをきちっとやってもらえるように取り組みたいと、その中で保育施設の充実、特に乳児保育をきちっとやりたいというようなことを町ではやられております。それから、延長保育、その先をいきますと、学童保育という部分までなってくるわけですが、何しろ、安心して子育てができる環境づくりと、このことだけはきちっとやっておられる町のようにございます。

それから、既存の施設ではございましたけど、保育士、保健師、そういう方とタイアップをされて、子育てセンターをつくられておると、このことによって、安心してお子さまを預けることができる。そして、2人目、3人目というふうに希望をもって後継者を生み育てることができる環境ができておると、これは五色町の事例でございますけど、何しろ、最終的には予算措置云々になってくるものですから、なかなかここやってください、あれやってくださいと言えませんが、厳しい財政状況の中においても、これからの次代を担う若い子供達、そして次代を背負ってもらわなきゃならない今後生まれてくる子供達に豊かな社会を残すと、そのためにも今後是非、この少子化問題というのは、非常に広うございます。医学的に言うと不妊治療、そういう部分、また後継者育成から言うと、嫁さんを見つける、逆に言うと婿探しも当然、その中には入ってくるわけでございますから、そういう後継者に対する嫁さん、あるいは婿さんを何とかうまくカップリングできる施策、それから、高森町の子育て支援計画もできております。これを5カ年の中できちっと町民が安心して子育てに邁進することができるように、是非取り組んでいただきたいと思えます。少子化ということに関しては、以上で質問を終わります。

このあと高齢化ということでございますが、先日、敬老会もございまして、私も

行きました。そうすると、皆さん、お元気なんですね。本当に私達より元気で、こちら、おまえしっかりがんばらにゃぼくぞと、逆に私の方が激励されるようなことが多うございました。非常に大きな問題であります高齢化ということでございますが、私はやっぱり戦後、今日のこの日本の社会、我々が戦争の体験もすることなく、そしてひもじい思いもすることなく、いろいろなあれがほしい、これがほしいと、その物欲に飢えることなく、安心して育ててこれたと、このことも現在75歳以上の方も敬老会に入られるということでございますが、60歳以上の方を高齢者とするならば、そういう皆さんのおかげで今日の社会が成り立っておりますし、我々もこうやって安心して育ててくることができた。

逆に言うと、今後、高齢化を迎える皆さん方が明るく豊かな老後と、言葉は非常にいいわけでございます。本当にそういうふうにご過ごすことができる社会をまた逆に我々はつくって行く部分もあるわけでございます、本町において、どういうふうにご今後取り組まれていこうとされておるのか、そこら辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 宇藤議員の方からも話がありましたように、本当に今の65歳以上の方が高森町では約31.2%ほどおられます。100歳以上の方がもちろんその中にも2名おられますけども、今おっしゃいましたように、やはり戦中戦後ということで大変なご苦労がある中で、今現在、私どもが住んでおりますのも今の高齢者の方々のおかげだと感謝の気持ちでいっぱいでございます。

今、高齢者の方々のいろんな施策問題、やはり健康問題が第一かと私もそのように感じておりますし、今、高森町の方にも山東部の方におきましては、大変高齢化率が高くなっております。そういう面を含めまして、山東部には町といたしまして保健師さんを1人つけて、毎日そういう、もちろん身体もですけども、心のケアの一部にも入って一緒に協力をしていただこうということでがんばっていただいております。今、高齢者の方々も少しは引きこもりがちな高齢者も多いということでございますから、そういうものも含めまして、いろんな各地域の老人会の方々、またいろんな組織の方々、今回は昨日発会式をいたしましたけども、高森町のボランティア連絡協議会というのも含めまして、そういう老人対策と申しますか、高齢者対策の一環としてお願いをいたしているところでもございます。

今から先、いろんな地域に病院、いろんな施設もできておりますけども、できるだけ自宅で過ごしていただくように、できるだけ施設入所じゃなくて、在宅の方で

元気に暮らしていただきますように、そのような予防対策もとっていかなければならないということで、いろんな国・県の制度をもとにして、今そういうふうに着手をいたしておるところでございます。

目に見えておっしゃいますように、毎日毎日、高齢者率が上がると、毎年毎年といますか、本当の意味での高齢者率は待たなしできております。その分を含めますと、やはり先ほどの少子化対策の方も高齢者率に比べ逆に少のうなっておりますから、その分も十分注意していかなければいかんということだと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） ありがとうございます。

私、個人的な主観でございますが、一番大切なのは、生き生きと健康で過ごせる老後が一番だと思います。お医者さんにかかったりとか、いつもそういうことに苦痛を覚えられるような老後であっては私、ならないと思います。生き生きと本当に健康で健やかに過ごせる老後というのが、私は一番理想な形ではないだろうかと思っております。

そういう意味で、いろんな地区で保健師さんあたりが出向いて、いろんな教室があつたと思うんです。最近、それがあっているのを見ておりませんが、こういうのを復活されるとかじゃなくて、また今後やってみようかというお考えはございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 各地域、今申しましたように、保健師さん等を出しまして、いろんなできる限りの保健師さんの範囲内で血圧測定、いろんな即病気につながる、元気に過ごしていただく、そういう面に関しましては、毎日のように派遣をいたしましてやっているところでもございます。

病院との相談はもちろん病院の先生方とも相談をしながらの健康管理でございますから、難しい部分があろうかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、入所よりも自宅の方で元気に過ごしていただくということでございますから、そっちの方に力を入れるということでございます。

いろんな国・県の方の率も出ておりますけれども、やはり高森町はどうしてもほかの地方、県に比べれば、高森町もそういう入所率が高いのも事実でございますから、そういう率を下げるということにおきましても、健康管理には、また行政としての健康管理には十分携わってまいりたいと思っております。

地域はなかなかバスの便利が悪かったり、車の便利が悪かったりいたしますもの  
ですから、そういう方につきましては、自宅の方にもお伺いしながら、健康管理に  
は注意するようにはしておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） それと、大変一人暮らしも多いと思います。私もお二方、役場  
から連絡がつかん時には私は走ってその家庭を見に行かにゃんようになっておりま  
す。そのことをどうこうというんじゃございませんが、例えば、誰もおらんだった  
と、見に行く者がおらんだったと、その時、例えば役場がその日は閉庁日と、休日  
で当直職員しかおらんと、身動きがとれないと、こういう時に、例えば、ちょっと  
倒れておられたとか、命の危険があるとかというようなこともあろうかと思いま  
す。そういう時には、どういうふうにされようとされておりますか。私の場合だっ  
たら、私がおれば行きますけども、誰もいない、行く者もおらんと、たまたまお一  
人暮らしだと、連絡がつかんと、そういう時には緊急事態ですよ、どのようにさ  
れるようにされておりますか。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） お尋ねにつきまして、お答えを申し上げます。

一人暮らしの世帯がちなみに高森町では231世帯、私どもで把握しているのは  
231世帯でございます。地区の民生委員さん、それぞれ民生委員さんにご活躍をい  
ただいておりますが、この方々に実態調査をしていただきまして、常日頃巡回もし  
ていただくようお願いをしておりますし、なお、そういう高齢者のお一人暮らし  
のところについては、自立支援事業の中で緊急通報装置というのを貸出をいたして  
おります。これはボタンを押していただきますと、支援センター、社協の中にごさ  
いますが、支援センターの方に相談事業がつながっていくようになっております  
し、万が一緊急の場合は、消防署の方に即通報というような形をとっております。

そういう形で、今、1番議員さんおっしゃったのは、その中の協力員としてご登  
録をいただいているかと思いますが、そういうことで、役場の方じゃなくて、そち  
らの方で対応するというような体制をとっております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） わかりました。

本当に高齢者の方というのは、今までの社会を支えてこられた方でございます  
し、逆に言うと、身体の方も無理がきかない、若い者のようにぽっと動くこともで

きないと、とっさの判断というのに躊躇されることもあろうかと思しますので、命に関わるということに関しては、きちっとした対応がとられる、またとられておるといのが一番大切なことだろうと思っております。

それで、最後になりますけど、少子化と一緒にございますが、一番お年寄りにとって楽しい、楽しいと言うと怒られるかもしれませんが、一番ほのぼのとした部分というのは、やっぱり家族と一緒に過ごし、そして自分の孫、曾孫、抱いて一緒にお風呂に入ったり、あるいは孫、曾孫にお小遣いをあげたりと、こういうのがやっぱり一番お年寄りにとっては楽しみだろうと思えますし、また自分達が育ててきた今までの人生を振り返った時に、どうしてもやっぱりこの子達には負わせたくない、見せたくないというものをきちっと背負われて、その中で我々はそういうのを見らずに育ててきたわけでございますから、そういう核家族というのも1つの世の流れではございますが、2世代、3世代、あるいは4世代というのが一緒に過ごせるような、こういう家庭環境をつくってやろうと、そういう部分も大事ではないかと思えます。

住宅政策においても、町としては、今後、そういう部分を含めて、何かお考えがあるならば、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、おっしゃいましたように、やはり高齢者になればなるほどやっぱり家族の方と一緒に生活する、本当にお孫さん方と生活するのは本当の今まで働いてきた目的だろうと思っております。ここが時代の変革と申しますか、変わってきた部分だろうと。あまりにも核家族化、また今の子供さんの意識が親と一緒に住もうという意識がどうしても薄れている、これは結果的には、言葉が悪うございますけども、親の教育が悪いと、親の教育がよければ一緒に住むと、言い方が少し粗うございますけども、結果的には他のどうのこうのじゃなくて、核家族化が生まれたのは、やはり親の教育としての少しそういう教育があまりよろしくなかったんじゃないかなろうか。子供はちゃんと親と住まにゃいかんと、そのような教育があれば、もうちょっと安心して一緒に住める部分があったんじゃないかなと思えます。子供さんが今親に対して暴力とか、いろんな事があっております。昔なら、そんなことを考える人もおらんだつたろうと。今は反対に親に暴言を吐く、ちょっとむかついたらバッドで殴ると、異常な世の中の方向性ではなかろうかなと思っております。私どもはおかげさまでそういうことはありませんけども、そういうことも含めまして、できる限り、先ほど申しましたけども、入所じゃなくてやはり在宅

のできるようにと、そのようなことかと思っておるところでもございます。

やはり子供の、私どももこの社会人としてまた、子供を持つ親として、一緒にそういう制度と申しますか、そういう教育をしていくべきだろうと、また、中には3代も一緒に住んでおられる方も結構おるわけでございますから、そういう教育はきっと家庭での教育が素晴らしい教育の方だったろうと思っておりますので、できる限り、そういうものに対しての家庭に関しましては、助成と申しますか、手助けをしていきたいと、行政でできる範囲内の手助けはしていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 親の教育がとおっしゃったんですが、それじゃなくて、社会の流れがそういう部分を生み出しておったのかもしれませんが、やっぱりこういう部分に関しては、我々もきちっと目を見張りながら、子供が親を殺し、親が子を殺す、あるいは年寄りが孫を殺す、孫が年寄りを殺すと、そういうような殺伐とした部分もあるわけでございますが、そういう部分だけがクローズアップされて、センセーショナルに言われると、非常に深い何かの根があるんじゃないかなと思っておりますが、これはまたいつの機会か、教育と、そういう部分の中でまたお聞かせをしていただきたいと思いますと思っております。

本日は、少子化、あるいは高齢化社会ということで、非常に奥行き深い話でございまして、なかなかきちっとした質問、また町長からの答弁をもらえるという部分ではありませんが、やっぱりこれから生まれてくる子供達、これから今生まれて、これからの社会を担おうとしていく子供達、この子供達がやっぱり健やかに育って、我々の後々の社会をきちっと守ってくれると、そして今日まで本当に一生懸命この社会を守っていただいたご高齢の皆さんにおかれましても、安心して今後の老後が過ごせると、そういうふうな町を是非、皆さん方のお力で実現させていただけるならばというふうに思っております。個人の努力も確かに大事でございますが、それ以上に世の中のシステムというものがそういう部分できちっと歯車が合って動くようになってほしいなと思っております。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、質問させていただきましたが、誠実なる答弁をいただきまして、ありがとうございました。終わります。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。

さて、今日は9月21日で、今日が何の日かということをもた例によって調べてきましたけども、1934年に死者、行方不明者3,036人の被害が出た室戸台風が上陸した日だそうでございます。先の台風14号で本町高森も多少の被害が出ましたけども、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げたいと思います。

さらには、思い切った改革という点から、昭和27年、秋場所、今、本場所秋場所がっておりますけども、昭和27年の秋場所の9月21日の今日の初日、江戸時代から続いておった土俵の四本柱、あれを取り除いて房に変えた日だそうでございます。江戸時代から続いた伝統をうち破って房に変えようという思い切った政策の転換、あるいは改革、やはり古く続いておる相撲界にもそういった改革があったという日でもございます。ちなみに、相撲の歴史は642年からだそうでございます。これはちなみの話ですけども。

さて、本題。一般質問の形でよくされるのが要請型、こういうことをやってくださいという要請する形、さらには、事情聴取型、これについてはどうなりましたかと、この経緯はどうですかというやつ、それと一番私として大事に思っているのが、政策型、こういうことをやってみてはどうですかという提案政策型、大体一般質問というのはこの3つに分けられると思っております。

本日、高森町産業の地場育成について、大きい題で町長の方にお伺いしたいと思います。

これまでの町財政を見る中で、年々着実に増え続けている人件費、公債費、年々伸び悩む一般財源の枯渇による財政構造の悪化が進んでおります。国民の所得水準が向上し、一度裕福な生活に慣れれば、元の質素な生活にはなかなか戻れないのと同じく、今日の地方財政の運営も長年の過去の慣習がこびりついて、改善よりもこれまでの慣例に従う旧態依然とした姿勢がとられているものと思っております。

このまま推移すると、国の厳しい財政事情のあおりを受けて、数年先には本町のまちづくりのための投資的事業費が枯渇し、まさに民間で言う倒産寸前の姿が連想されるものではないでしょうか。

これまでどこの市町村でも建物、施設等の社会資本の整備に力を入れ、道路や水道等の生活環境整備を図ってきておりました。今なお、住民の行政需要は増え、多様化している現状ではございますが、社会資本の充実には限界がないし、どんなに金を掛けてもきりが無いものと思っております。

建物等はいわゆる消費行政である。そういうふうに私は考えております。今、町

民が強く求めているのは、立派な建物よりももっと生活に密着した経済的な産業基盤、将来の生活設計が立てられるまちづくりを願っているものだと考えております。

これまで、過疎山村振興をはじめ、町振興計画で経済的基盤づくりに力を入れてきましたけども、あと少しというところまで成果が上がりそうな中において、例えばますなら、それが喉から、声が出ないという状態で、あと一步のところまで中途半端なものに終わっているのがいくつか見られるものと考えております。

いわゆる建物等の消費行政に押されての生産行政、作り出していく部分とのバランスをとれなかったためではないかと私自身考えております。

今後、町財政の運営に当たって、抜本的な財政再建を図って、投資的経費の捻出に努め、消費的行政費を取捨選択して、重点主義を貫き、農林業、商工業との生産行政費により多く投資する政策の転換を期待してやまないものでございます。

行政当局は、一町民となって考え悩む生産行政重視の施策に転換し、町民の所得向上に結びつける考え方に改めるべきではないかと考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

しかしながら、現在の本町の財政事情を見ると、経常収支比率が平成16年度において91.7%、町村にあっては75%から80%が適正な収支比率とされておりますけども、あまりにも高く、財政の弾力性を失って、硬直化しているものと考えています。

これまで町長は、しばしば議会答弁、あるいは町政座談会等におかれまして、財源がない、財源がないと、公言されてきましたけども、一歩見方を変えれば、それは偽りであって、財源がないのではなくて、財源をつくることに努力をしなかったというふうに解釈されても仕方がないものと考えております。

非常に高い経常収支比率を3ないし4、あるいは5、それを下げることによって、当初予算編成時から人件費の適正合理化、物件費の節減、補助金等の整理合理化に徹底的なメスを入れ、これを生産行政転換財源に振り向けるため、徹底的な財政構造の合理化以外に方法はないと思いますが、町長は財政再建を含めた地場産業の育成策をどのようにお考えになっているかをまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、野中議員さんの方からの質問でございます。各地域におきまして、財政が苦しい、苦しいということを言ったということでございますけど

も、これは、皆さんもご存じのとおり、国の施策によりまして三位一体改革、いろんな部分がございます。ご存じのように、平成11年度を見ますならば、交付税にいたしましても、25～26億円というお金がきております。今は18億円ちょっとでございます。それほどの厳しさをいただいておりますし、その分、6億、7億というお金の差がございます。その分に関しましては、当然のことながら、私どもの行政が苦しくなるということでございます。

今回も行政改革の中におきましていろんなできる限りの機構改革をやるということで、計画をしているところでもございますし、各議員さんにおかれましても、次の選挙からは14名を10名にするというご協力をいただいていることも感謝をするところでもございます。

私どももできる限りの機構改革、また行政の方の立場としては、できる限りの施策、また計画をしながら進んでおるところでございますから、どうかご理解をいただきたいということでございます。

地域におきましてというお話がありましたけれども、やはり私どもも1つの地域の活性化を思いますには、やはり今活力に乏しいのが現実でございます。私どもが思いますのは、雇用の場があり、若い方が住んでいただきますと、それによって少子化対策もできる、また先ほども申しましたけれども、それによりまして高齢化率が下がる、収入が得ることによりまして消費も拡大する、またそれによりまして税収も上がる、そういう面におきまして、地域の方々にご説明申しましたのは、いかに企業誘致が大事ですかということでございます。

ただ今までやって、財政がどうのというお話がありましたけれども、財政について、その厳しさを身をもって今体験をいたしているところでもございますし、できるものなら、私が思いますには、やはり1つの物づくりと言いますか、物を興したい、また人興し、やっぱりことをおこさんことには、何事も解決をいたしませんものですから、そういう意味での地域の説明会もしたつもりでございます。

今、高森町の1人当たりの所得にいたしましても、本当に他地域に比べれば低いものがございます。その地域の所得を上げるのにも、私どもは1つの雇用の場を設ける、企業誘致をすると、そういうことを一生懸命お願いをして回っているところでもございます。

どうか、今、公債費比率、いろんなお話がございましたけれども、公債費比率もできる限り単純な計算をいたしますなら、8億円戻して7億9,000万円借りたと、そのようなことでいくらかは下げるような努力はいたしているところでございます。

ます。内容につきまして、詳しいことにつきましては、企画財政課長の方から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

町長、僕は公債費比率は聞いとらんからですね。経常収支比率だから、それはもう企画財政課長、結構です。

人づくりとか土づくり、いわゆる農業振興策について入りたいと思いますけども、農業の一番大事なのは土づくり、高森には幸いアグリセンターというのもございますし、土づくりに関してはいわゆるお手の物という感じになりますけども、まず、農業政策に関して、まず実態の把握、農業情勢あるいは農業の現状がどうなっておるのかという実態の把握ですね、もちろん総合計画の中にも現状と課題ということであってございます。

現状を把握する、実態を把握することによって、当然、次にやらなければならないのが課題の発見、実態から見える課題は何であるか、高森町にとってそういう農業問題にとって、実態がわかった、じゃあ、課題をどういうふうに見出すか、その部分に関してがいかんせん、総合計画の中にもちょっと弱いような感じがいたします。いわゆる希望的観測に基づいた部分、机上論という大変失礼ではございますけども、実際とそぐわない部分が書かれておりますので、その点について、町長の方に再度深くお伺いしたいと思うんですけども、その実態の把握をする際に、やはり直接現場に出て、農家の生産者と話す、あるいはいろんな部会の方々と話すと、僕はその部分が十分過ぎるぐらいに必要ではないだろうかと思っておりますけども、その辺の政策的な進め方について、町長の方のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 農業の振興の進め方かと思っておりますけども、やはり私どもの営農の方は高森町も畜産、米、野菜を主要作物として複合経営でなされておる家庭が大多数でございます。特に、高温多湿の気象条件を生かした野菜作り、また果樹園芸、またそれから広大な原野を生かした放牧といいますか、赤牛の改良、肉牛の生産基地としての評価も高森町は今高いところでもございます。

ご存じのように、本年度を見ますと、キャベツ等の暴落、低価格と申しますか、大変農業関係を取り巻く情勢は厳しいものがございます。農業戸数の減少によりまして、農業の担い手も減り、またそれによりまして、高齢者、逆に申しますならば、後継者不足ということがただいま進行している状態でございます。

このような中に、私ども、もちろん国・県・農協と連携をいたしまして、認定農家や女性の農業者を育成したり、また家庭協定等も含めまして、効率的で安定的な農業経営を導くように、就業条件の改善や担い手の育成を確保するために、いろいろな施策を行っているところでもございます。

それに加えまして、農業振興策といたしましては、やはり計画等にもございますように、土地の利用集積、または地域及び営農の実体に応じた生産組織の育成、また有害鳥獣駆除対策、またアグリセンターによります有機農業の生産推進を5つの柱といたしまして、本町の特性を生かした多種多様な農業生産の展開ということで、他の産業並みに所得が上がるように、確保できるような自立体系ができないものかということでもございますし、何とか農業で第一次産業で生活ができるような方法はないものかということをお願いをし、努力もいたしておるところでございます。

おかげさまで申しますか、いろんな政策に則りまして、家庭協定を結んでいる家庭も5世帯ほどございますし、認定農業者の方も約50戸ほど、また法人等につきましても2団体ほど、またそれから女性農業者の会も25人ほど、いろんな会合、また顔を出していただいて、農業推進を行っておるということでもございます。

昨年の台風によります施設や露地栽培等で大きな被害を受けましたものですから、昨年も議員さん達もご存じのとおり、アグリセンターの堆肥を半額にするなどして、いろんなできる範囲内の手助けを昨年もやっていたところでもございます。もっと災害に強い農業をということで、また本年からはハウスの強化の経営構造対策事業を実施しておるところでもございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 実は僕は農業問題等について質問するのが初めてなんですよね。元々農業経験者なのに、農業問題を質問せんだったということも不思議なんですけども、要するに、農業というのは、農業に限らずですけども、やる気です。やる気を起こさせるかしないか、今日、老人連合会の方々がいらしていますけども、後ろに親父がおれば怒られるかもしれませんが、ぬしはやる気がにやあとということでいつも怒られよりました。やる気があれば大体何でもできるという部分があります。議会活動もそう。やる気があれば楽しいんですよ。そのやる気を農業政策の中でどう引き出してやるかなんですよね。行政がお手伝いする部分、あるいは周りの環境がお手伝いする部分というのは、個々の技術とか、そういった部分に関してはやる気があれば当然マスターしていきますし、そのやる気をどう起こさせるか

という部分をもう少し具体的に私は行政からお手伝いをさせていただきたいというふうを考えているわけです。

やる気を起こさせるには、まず、そういう行政サイド、あるいは農協、あるいはいろんな農業団体がその団体自体がやる気をもって生産者に接しているかどうか。お務め的な形で農協に失礼ですけども、はいこれはこぎゃんしときなっせという部分の指導じゃなくて、やる気を持って本当にとことん極めようじゃないですかぐらいのはまりでいけるかどうか、そのためには、やはり専門技術職も必要であろうし、あるいはいろんな試験場、あるいは大学等の連携も必要になってきます。その部分を生産者にいかに密にしてあげるか、僕はその部分が行政の大きな役割だというふうを考えておりますけども、その辺について、町長の考えも1つお聞きしたいと思います。

さらには、いわゆる若手を育てるという部分、今、専業農家数がかなり減っております。実際、この表でかなり減っていたですもんね。足し算していただければ、あとで報告してください。以前に比べて、兼業農家が非常に増えておる。つまり、兼業農家が増えているということは、生産コストの部分を今度は行政なりがいかにお手伝いをしながら下げてやるか、生産コストの分を下げてやる方策、その部分について、どういった対策がとれるかですね。その部分も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、野中議員さんの方からやる気ということで大変激励を受けたところでもございますけども、私どもも思うには、やはり今まで私、町の長として約2年半経つわけでございますけども、今までがやはり農協、各いろんな組合等につきましても、なかなか密な連絡がとれてございませんでした。それをひとつ解決をせにゃいかんということで、なりましてから、毎年必ず農協、畜協、たばこ耕作組合、森林組合、農業委員会、またもちろん議会の建設経済常任委員会の方も一緒をお願いしたり、また農林業関係の方、またできますものなら、県の方にも一緒をお願いをして、毎年1回座談会を設けてございます。座談会を設けながら、各組合長、いろんな農協なら農協の参事さんあたりも来て、今の現状を話していただく。何が一番行政に対してどういうお願いをと、またどういう希望があるかということをお話をし、それをもとにして、行政をやりたいと、そのように思っているところでございます。

一番大事なことは、農業、1つの団体といたしましても、経済団体と行政でござ

いますから、そのあたり昔のようなそういう意識が薄れて、行政は行政、農協は農協、森林組合は森林組合と、何かそのあたりのお互いの交わりが少なくなっているのも現状でございますから、まずはそういうことから打開して、町に対してのご意見をいただくと、それを基本にして、今施策を行っているところでもございますし、町としても、何をお手伝いできるのか、今、何の補助等が必要なのかをやっばりいろんな実際に聞いてみないことにはわかりませんものですから、それをやっております。

また、農業等につきましては、大変天候に左右されるわけでございますし、農畜産物におきましても、輸入問題、いろんな自由化によります影響を受けております。大変厳しい状況にあると私ども認識をいたしております。何とか、安定した高収入を得るような、そのような作物づくりをもちまして、農業経営の安定、また農業担い手の確保ということで、今少し新聞、メディア等でもよく出ておりますけども、肥後むらさきというナスが今、地域限定ということでさせていただいているのも現状でございます。それを一つずつ何もかもがクリアできるとは考えられませんが、できる限り、現場に立ったお話を聞き、それを実行していこうと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

実際、補助を出したりとか、いろんなどこそこ視察に連れて行ったり、それだけで農業の振興策がとれるわけじゃございません。ただ、いわゆる肥後むらさきの例がございましたけども、そういった作物の品種の限定をした中で、それを育成して育てて、最後の販売まで責任を持てるような、そういった体制がとれば、僕は1つの育成策だと思います。

ちなみに、肥後むらさきに関しましても、よその地域ですでに多数生産されておりますし、ちょっと地域名は忘れましたが、肥後むらさきのネーミングまで変わって、非常にかわいらしい名前でも販売されておまして、それが非常に好評を得ております。やはり一番最初に取り掛かった高森町がもうすでに2番煎じにおいやられたという形になっておりますので、やはり最後は販売まで力を入れるような形でいかないと、行政指導も難しいんじゃないかと思っております。

商工業の活性化につながる部分として次の質問に入らせていただきますけども、今や労働時間の短縮、週休2日制といったことで、今現在、余暇をいかに有意義に過ごすかということが、非常に大きな問題になろうとしています。こういう田舎地

域においては、長期滞在をねらうようなお客さんをねらったりとか、あるいはリゾート、あるいはその開発の賛否を巡っているいろんな闘いもございますけども、今の若者達にとって一番の不満というのが、町には魅力がない、すぐこういうふうに言われます。あるいは、将来に希望を託せない、半ば諦めきった態度で定住心に欠ける言葉を平気で漏らしておると、非常に悲しいことではございますけども、現実でございます。

町長の方は、就任以来、刑務所誘致、あるいは企業誘致、そういった地場産業の振興策ということで図ってきておられましたけども、残念ながら、今現在は見るべき成果は今のところ、見出しておらない。やはり口で言うほど、なかなかことは簡単に進まなかったということを改めて反省していただきたいと思います。

言い換えるならば、他人のふんどしで相撲を取るという、いわゆる他力本願的な財源確保、この部分に関しては、もう少し考え直す必要があるのではなかろうかと考えております。

産業の振興の中において、幸い、本町の場合には、米、畜産、あるいはハウスによる野菜作り、そういったものが盛んになっておりますので、ひとつこれは提案でございますけども、農業と商工業者一緒になった形で進める部分として、第三セクターなり、そういった方式による産地直売の株式会社、こういったのを設立して、思い切った政策の転換を図っていただきたい。

中身について、例えて申しますならば、今、高森町2,700世帯ぐらいの戸数がございます。2,700掛けるそれぞれ1世帯に5名ぐらいの会員を募ってくださいと、親戚、知人、友人、2,700掛ける5、1万3,500人、それが基本、1万3,500人の会員を募ってそういう販売方式をやっていく。さらには、人口7,000人ですから、7,000人掛けるそれぞれが5人ずつ、知人、友人、本当に3万5,000人、3万5,000人の会員を対象に高森町でとれた農産物、安心して安全で安くて、良心が籠もって、真心が籠もって、高森というふるさとの香りがする、そういった直販、僕は行政がそういった部分に思い切って取り組む必要があるのではなかろうかと思っております。

その辺について、町長の考えもお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おっしゃいましたように、他力本願は当然のことながら、一番無責任なやり方だと思っております。私もいろいろなことを考えますと、無能といわれても無責任だけにはなりたくない、そのように思っておるところでもござい

ます。

今、地域、各家庭2,700世帯、町はございますけども、高森町は今現実約7,400人ほどの人口がございます。いろんな方々、先日もお話いたしましたけども、やはり一人一人が1回南阿蘇鉄道に乗っていただければ、ぱっと計算すれば、何とか赤字は解消できるかなと、そのようなお話もしたところでございましたけども、やはりなかなか会員制度、そういうことをやるということは、気持ちは十分わかりますし、なかなかその制度改革、また今おっしゃいましたように、第三セクターというのは、今回からなくなりましたといいますか、第三セクターでいろんなアグリセンター、温泉館含めたものをやろうというような計画をいたしましたところ、管理者制度ということになりまして、管理者制度をどうやるべきかということをご一生懸命やっているところでもございます。

私ども、今思いますには、商工業のことでございますけども、野中議員さんがいつもおっしゃるように、この大自然を利用した観光が一番だとおっしゃいますけども、やはり私もそのことに関しては、何ら疑問があるわけでもございません。全くそのとおりだと思っております。やはりこの自然を生かした、この野の花と風と薫る郷をキャッチフレーズにした活力ある、また潤いのある高森を創造していかなければということでございます。

私ども今思いますには、やはりいろんな問題点は観光客1つにいたしましても、なかなか希望どおりにいけないということでございますし、また販売体系も変わると、またいろんな多様化もありますし、モータリゼーション等につきましても、隣近所との関係もいっぱいあるわけでございますけども、物産館等もそういうものに入るかと思えますけども、今、私どもが一生懸命思いますには、やはり商工業の振興策といたしましては、環境を大事にした観光づくりをということでございます。商工業の活性化のためには、今、行っております来年度から都市再生計画法に基づきまして、湧水トンネル公園からまた中心市街地を結びます道路整備やいろんな既存商店のイメージアップを図るということでございますし、また個性あるデザインの推進を図り、高齢者、障害者に対しても公衆トイレ等の設置、また空き家等によります空き店舗等を利用したポケットパークと申しますか、小さな公園づくり、また共同の駐車場確保などが一番町の中心街にとっては必要なことかと思っております。

今回も敬老会等にも利用させてもらいましたけども、町で何とか、皆一致団結して、一件一件の注文は別にしても、皆で共同で実施していただきたいと、そのよう

なことも思っておるところでもございます。

会員制度というのかもしれませんが、やはり野中議員さんの方でも観光りんご園等もされておられます。そういう面に関しまして、そういう会員制度等利用すれば、利用されているから、私に、町に対する提案かと思っております。それは正直に受けとめてお礼を言う以外ございません。今後、できる限りの手を打ってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 残念ながら、まだ会員までいっておりません。ただやれたらいいなという部分です。本当に早いんですよ、そういうやり方というのは。住民全体となって商工会、いわゆる商工青年部とか、商工の活性化の部分からすれば、そういう大きい組織をつくるためには、一人一人の力が集まるのが一番大事なんですよ。1人が5人でいいんですよ。親戚5人はすぐ集まります。その部分からスタートすれば、日本一の直販ができる、僕は行政に育つと思います。

高森にとって作物はいっぱいできます。果樹もできます。僕はその中から次の一手を考えていくべきだと思います。この件に関しては、十分考えていただきたいと思います。

さらに、もう1つ、実は商業活性ということで、よくよその自治体も取り組んでおりますけども、地域通貨券、以前やりました地域振興券みたいな形ですね。地域だけで使える金券扱いできる通貨ですね。その部分をもう少し高森の商工会の地場産業の育成の中で、ある意味、お金が外に出ていかない政策として、私は取り入れていただけるならばと以前から思っておりました。いろんな助成金、あるいは入学祝い金等もされております。ランドセルがございますけども、地元の中で使っただけのが一番の経済的効果が上がる部分だと思います。そうなれば、そういった部分に関しまして、地域流通券というか、地域商品券を開発していただいて、高森町内のすべての店では使えると、よそじゃ使えないと、そういった部分で経済の振興策を僕は図るべきだと思います。

以前、町長の方は入札関係の質問をした時に、地元をなるべく優先して使いますよということで、僕は非常に大賛成でした。しかしながら、実際蓋を開けてみると、やはり大きい入札案件になると、よその業者がどんどん入ってきますし、地元でそういう業者がないということになれば、しょうがないというふうな形で結論が導かれますけども、やはりそういった形において、地元でベンチャーを組んでいただくような行政指導をもとにして、ベンチャーを組んでいただいて、その中で、

高森町内にお金が落ちるようなやり方も私はとれると思います。また、実際やっている町村もございますので、その辺について、商品券を含めた町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 地域的な限定された高森町だけの振興券というお話でございますけども、やはり振興券を出す以上は、商工会、もちろん商工業の方々の許可も必要でございますし、また、当然、その券を出すことにおいて、商工業の方々に購入をしていただかなければならないということがございます。町から券を発行したということで、その券を使うといいましても、やはり地域の人に購入していただかないと、使い道がないんじゃないかなと、それは商工会の方々とも十分できるものなら、そのような相談はしていきたいと思っております。

また、入札等につきましても、大きな物件につきましても、やはりいろんな制度、規約、制約がございます。その分に関しましても、入札時には必ず地元からの材料購入、また地元の方々を下請け等、使っていただくような、そういう指導は徹底してやっておるところでもございます。

今、商工業のお話も出ましたけども、やはり私が商工業さんとよくお話をするのは、なかなか近所に大きな店舗ができておまして、なかなか他の町村、大津町なり、そういうところまで買い物に出かけるということが一般的に見受けられると、もちろん今こういう道路もいろんな整備もアクセスが大変良くなりました関係上、そういうものがございます。なかなかこれという策が打てないのが現状でございます。

そのために、今回、市街地の中心街としての活性化をあそこに機能を持つようなことで、今回あそこができるわけでございます。本当の意味で、高森町の商工業の拠点づくりの一環になるものだと期待をしておりますし、また、そのようにやっていかねばならないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 地域通貨券といますか、商品券ですね、地域の商品券、このことについては、やり方はいろいろございますので、その辺は僕は十分検討すれば高森町に合うやり方が見いだせると思います。その辺の検討なり勉強なりを進めていただきたいと思っております。

商工業の活性化について、中心市街地の話が町長の方から出ましたけども、実は中心市街地のことを今日言うつもりは全くございませんでした。名称を今観光交流

センターですね、仮称ですけども、そういった形になっておりますので、あれは観光業を伸ばすのかなというふうにとらえておりましたので、実際住んでおられる地域の方々もあれが商工業の発展につながるんだという意識が果たしてどこまで浸透しているのか、これは疑問でございます。

したがって、そのことについては、触れたくはないんですけども、建物をつくって、整備をして、商工業の活性につながる、僕は未だに理解できません。観光交流センター、それだったら理解ができるという部分がございますけども、その辺について、せっかく町長から出ましたので、中心市街地の目的、何なのか。事業主体をどうやって進めるのかを確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） それは仮設の案でございまして、今出してありますけども、当初元々が中心街の活性化の拠点づくりということで、森と風の会にお願いをしてやってきているところでもございます。

今おっしゃいましたように、1つは中心街に拠点づくりが今できるわけがございますけども、あそこに1つの町の中の公園化、避難場所も兼ねまして、それともう1つは、各地域にいろんな住宅がございますけども、皆さん、休憩する場所、人が集まるコミュニケーションとる場所もないというのも確かな現状でございます。いろんな方々がお集まりになりまして、お子さん連れでも何でも安心してあの公園を利用できると。それからまた、いろんな高森町のイベントをこの場において、あそこを中心としたイベントを今後組んでまいりたいと。今まで1つ例えますならば、新酒祭り1つにいたしましても、駅の広場の方で行ってまいりました。あそこはご存じのように、駅で降りれば、20メートル歩けば、もう祭り会場でございます。そういう意味じゃなくて、せめて4,000人も5,000人もおい出になるわけでございますから、せめて駅から中心街の拠点づくりのところまで、300メートルないし約500メートルでも4,000人の方が移動していただくということにおいて、活性化、いろんな品物を見る、またあそこまで行くことにおいて、湧水館にも足を伸ばしていただく、本当の駅、湧水館、活性化の中心拠点でございます今産交バスの跡地でございますけども、そこまでネットみたいな感じでいろんなところを散策をしていただくような、そのようなこと、その間にはいろんな画廊等や各商店の方々にご協力を得ながら、そういうのをつくってまいりたいと、そういうことで集客、お客さんを極力足止めする、車で湧水館見たら、それで帰るじゃなくて、駅で降りられましたら、湧水館、また町の真ん中まで、町の方にも散策していただ

くと、少しでも長く高森町に滞在をしていただくような、そのような施設かと、またそのようにするべきだと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。通告しておりませんでした内容でしたので、大変失礼いたしました。

商工業の活性化、そのことについて、今、高森町の商店街の中で、新しい商品をつくろうという動きがございます。新しい土産品をつくろうということで、観光協会も入っておりますし、その中でそういう動きがありますけども、いずれにしても、以前から申し上げたとおり、いろんな事業展開する際に、なかなか予算的な部分で商工青年等が苦しんでおるわけです。いろんな研修したり、あるいは研究を委託したり、その部分に関して、多少なりとも厳しい財政の中でお手伝いができる範囲で行政にできないものかという声も上がっておりますけども、商工業、若い青年部達の育成策として、何か町長の具体的なお考え等があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 商工青年部というすばらしい元気のいい方々がおられます。本当の意味で、今後はその方々を頼りにしていかなければ町の商店街の活性化はないということがございます。いろんな各会合にも私も極力出てお話をお聞きしております。町単独でこうしますということではなく、もう少し商工会を含めた全体的な見直し、またそういった助成金に関しましても、見直しは必要かと思っております。できる限りの助成はしてまいりたいと、もちろん、今言いましたように、商工青年部の方々の話を十分お聞きして、できる限りはしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 商工青年等におきましても、なかなか直接役場に来て、どうだこうだという部分は言いにくい部分もございます。むしろ、役場の方からしかけていただきたい。こういうことをせんですか、こういう企画がありますけども、乗らんですかという部分ですよね。そういった形で僕は今一步、行政の方に最初の一步を手伝っていただきたいなと思っております。

例えば、世の中おもしろいもので、手を尽くしたから結果が出たというわけでもないし、逆に、何もしなかったからうまくいったという場合もございます。今回の選挙でもそうです。たまたま比例で名乗りを上げておったら、自民圧勝で気がつい

たら国会議員だったって、全く何もしなくて、国会議員になる。将棋の中で手詰まりに端歩を付くというのがございます。行き詰まった時にやるものがなくなって、相手が攻めてくるまで待つ気持ちで一番端っこの歩を一手打つと、これは木村義雄という元名人が、この方がこういう指し方を見て、激しく激を飛ばしたそうです。手詰まりで仕方がないのから指すのではなくて、一番良い手としてそれを指せと、端歩が一番いい手なんだと。無策ではだめだと、考えた結果の無策が最善策と思うなら、そのように行動しろと、つまり、まずやってみること、ある程度だめとわかっている部分は除いて、まずは動いてみることも僕は行政の大きな役割だと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。休憩したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時22分

再開 午前11時32分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） おはようございますと言うよりも、もう、こんにちはが近くなあってまいりましたけども、11時半でございます。後ろには老人会の方もお見えでございます。

今回、私は学校の施設につきまして、質問をさせていただきますけども、今、高森町におきましては、学校統合に伴いまして、高森中央小学校、中学校、東小学校、中学校といった4校が今ございますけども、高森中学校、まず第1番目に高森中学校の方から入っていきたいと思いますけども、私がちょうど中学校3年生ぐらいだったと思いますが、プールがありました。今回、高森中学校におきましては、新しくプールが開設をされております。校舎、体育館等につきましても、高森中学校は施設等につきましては、非常にいい施設ができておるわけでありまして、

今回、また新しくプールができております。以前のプールがあるわけでございますけれども、今年できたばかりでございますので、以前のプールはそのままになっておるわけでございますけれども、教育委員会としまして、今後、このプールの跡地につきましては、どのような対応をなされるのか、どのようなお考えがあるのかをお伺いしたいと思います。教育長、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） こんにちは。7番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

高森中学校の旧プールについてでございますが、高森中学校につきましては、平成13年、14年に校舎を改築いたしました。また、お話のように、昨年屋内プールの新築をいたしております。校舎を改築する際に、全体の大まかな計画としまして、旧プールは取り壊すというふうな計画がなされております。これにつきまして、私達もやはり安全面から考えまして、早急に対応しなければならないというふうに考えております。

今後につきましては、財政厳しい折りでございます。各課と十分検討して、対応してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、局長より報告させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） こんにちは。それでは、ご回答申し上げます。

旧プールの取り扱いにつきましても含めて、現在の高森中学校の現状についてご説明を申し上げます。旧プールにつきましては、前事務局長より新プールの建設の後、速やかに解体撤去する旨、引き継いでおります。しかしながら、財政的な面から、本年度は見送ったところでございます。ご指摘のとおり、安全面等から考えますと、一刻も早く撤去することが望ましいと考えております。

また、それとは別に、中学校につきましては、スクールバス関係ですが、乗り降り場と西側正門が色見環状線に挟まれております関係で、朝の登校時間帯が混雑しております。また私有地をお借りしている関係もあり、これも早急に改善しなければなりません。

部活につきましては、現在、屋外競技が野球、ソフト、陸上、サッカー、ソフトテニスがございます。部員数が約120名ほど同じグラウンドを使って、練習を行っております。一部、町民グラウンドを開放して利用して、現在、練習をいただいているところです。

現在、考えております全体的な環境整備事業につきましては、旧プール跡にソフトテニスコートですが、テニスコート南北に2面、その残地を削りまして、グラウンドを広げます。現テニスコートを撤去しまして、職員住宅周辺を駐車場といたしまして、スクールバスの乗り入れを可能にしたいと考えております。

併せて部室、トイレの建設を計画しておりますが、事業費等が計算しますと6,000～7,000万円近くかかるものと思われまゝ。現財政下では、ご指摘のあったプール撤去、並びにスクールバスの問題と緊急を要するものから解決するよう、企画財政課と今後検討協議を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 自席から失礼をいたします。

今、教育長、また局長の方から私の1番目の質問に対しましての回答があったわけでありまして、私は今回、この質問をいたしましたのは、私はもう皆さん方がよく言われておりますけれども、あの人は体育関係の議員だとかいう方も大変おられます。私は中学校の方に放課後よく行っております。クラブ活動等見ておりますけれども、今、局長が言いましたように、120名があの中で部活をやっております。今も言われたとおり、野球、またソフトボール、ソフトテニス、陸上部、またサッカー部がこのグラウンドの中でやっておるわけでございますけれども、その現状を見ておりますと、非常に第一に危険であります。もう危ない、これはいつ事故が起きてもおかしくない、皆さん方が見に行かれるとおわかりかと思っておりますけれども、本当に危険であります。野球部のノックにしても、ソフトボールのノックにしても、陸上部が走っている、サッカーがやっている、極端なことを言いますと、野球にいたしますと、ライト、センター、レフトの外野を1カ所に寄せて、そっちの方だけにしかノックができない。そのような状況であります。

やはり今、局長が財政面、企画とよくこれから今後相談をしてやりたいというようなことでございますけれども、学校の施設でございますので、私が極端なことを申し上げますと、道づくりはともかく、私は学校の施設は第1番目にやってほしいと、そのようなところを考えておりますけれども、教育長、局長からの答弁では、それは早くしたいと言われるのが当然であろうと思っておりますけれども、町長さんの方にお伺いしますが、このような現状を踏まえて、町長さんはいかがお考えかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 中学校のプールの跡地についてのご質問でございます。教育長の方からもお聞きいたしまして、大変危険であるというお話を聞いておるところでもございます。いろんな財政面もございますけども、子供さんの安全面から見ましても、また子供の教育上の問題点から見ましても、最優先事項としてとらえておりますので、今回、本年度は不可能かと思っておりますけども、最優先事項として解体、またどのような手法があるのかを考えたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） ありがとうございます。大変安心をいたしました。町長さんも学校の運動会等、いろんなところでいろんな場でやはり子供は宝であるというようなことをよく申し上げておられます。そのことが、私が今申し上げましたことを少しでもお含みをいただいたと私は思っておりますので、そこら辺は企画財政課、教育委員会、そこら辺とよくご相談をされて、なるべく早くできますように、よろしくお願ひしたいと思います。この問題につきましては、一応終わらせていただきます。

2番目の、これは大体のことでございますけども、私も見とって、それをまた質問するということはちょっとおかしゅうございますけども、局長さんの方からでございますが、高森中学校につきましては、今いろんなことで答弁がございました。高森中央小学校、高森東小学校とか中学校ございますけど、いろんな体育館、校舎につきまして、雨漏り等があったとか、いろんなことをどこが悪い、ここが悪いというようなことが私ども大分聞いておまして、私は文教厚生委員の中にもおりますので、視察もして見ておりますけども、そこら辺のところの管理状況、そこら辺を少しわかる範囲内でございますので、局長からでございますが、お願ひしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 学校4校ございますが、その施設の施設状況ですが、現在、高森町には小学校2校、中学校2校ございます。まず、平成6年度建築しました高森東小学校につきましては、校舎、体育館ともに良好と考えております。

次に、昭和61年度建築の高森東中学校は、校舎につきましては、年々雨漏り箇所が出てきております。随時修繕を行っており、また、雨漏り及び昼間でも暗かった体育館につきましては、昨年度大規模改修にて雨漏り並びに照度の改善を行いま

した。

次に、高森中学校ですが、平成2年度建築した体育館については、まず今のところ、問題ないと思っております。また、平成13年、14年度建築した校舎につきましては、強風、大雨の時、一部雨が降り込む状況であります。これについては、業者等、その対応を現在協議しております。

最後に、高森中央小学校ですが、昭和54年度建築の体育館は長年体育館南側が雨漏りをしていました。本年度、雨樋及び壁面の改修を行い、その部分の雨漏りは止めましたが、台風14号の際の大雨の時、ステージ東側ですが、若干雨漏りをしております。小学校の体育館につきましては、数年前の台風で屋根がはげて、それを改修したという事情もありまして、雨漏りが若干所々する状況です。これについても、随時改修を考えております。

それから、昭和53年度建築しております現校舎ですが、この校舎も大雨が降った時は、壁から雨がしみ出てくるという状況にあります。この高森中央小学校につきましては、昭和56年度以前建築された学校施設について、耐震調査が義務づけられております。現在、本年度において、その調査を実施しておりますので、その結果次第で、議員さん方とご協議をしたいと、そのように考えております。

以上でございます。

- 議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。
- 7番（本田生一君） 局長、すみませんけども、学校施設とはちょっとかけ離れますけども、町民体育館についてもちょっとよろしくお願いします。
- 議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。
- 教育委員会事務局長（廣木富八君） 町民体育館の雨漏りだろうと思いますが、町民体育館につきましては、建設当時から若干雨漏りがしてございました。それについては、随時業者さんと相談をしながら、雨漏りをとめてきた経緯がございます。ただ、施設の年月を重ねておりまして、現在、アリーナ部分、それに観覧席部分、さうとう雨漏りがしております。この雨漏りの改修については、当時建てられた業者さんにはなかなかもう言えない状況にありまして、本年度予算において、100万円計上させていただきまして、実際、雨漏り箇所を要は全体的に考えるんじゃなくて、雨漏りのひどい部分を部分的に徹底的にその原因を突き詰めていこうということで、高森の業者さんをお願いを申し上げまして、現在、2カ所ですが、2カ所、その改修を行いました。基本的には、その雨漏りの原因となるべきことが概ねわかっておりますし、その改修した2カ所については、雨漏りが止まりました。こ

れについては、ほかの全体的な雨漏りも含めて、今後の予算計上、お願いしなくてはなりません、止めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 今、私は大体1番、2番の質問を大体終わったような感じでございますけども、関連をいたしまして、学校が統合いたしまして、学校の跡地が今、高森町には色見、上色見、河原、もう1つ言いますと、尾下、野尻、草部北部、南部でございます。7校あったと思いますが、昨日もちょっと視察に委員会の方で行きましたんですけども、一番危険なのは尾下小学校跡ちょっと危のうございますが、これはもう教育委員会の施設じゃなくて、一般財産になっているところもあるかと思っておりますけども、今後におきまして、これはもう全部を一遍に取り壊して、その予算をつくるというようなこと、これは莫大な金が私にかかるんじゃないかと思っておりますけども、今後におきまして、そこら辺をどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） ただいまの学校が廃校になった跡地の管理、及びその処理についてのご質問かと思っております。尾下小学校跡については、現在、普通財産となって、総務課の方に引き継いでおりますが、要は、それも含めて、一番多い教育財産についてご説明申し上げます。

高森町の教育財産としては、教職員住宅を含めました学校施設と、それから中央公民館を含めました11の生涯学習施設を所有しております。この生涯学習施設は廃校になった校舎、体育館すべてを含んでおります。旧色見小、旧上色見小、旧草部南部小、旧草部中学校の施設につきましては、現在、跡地利用検討委員会において、跡地利用の検討を行っておりますので、その検討の結果次第で考えていきたいと思っております。

ただ、その他でございますが、未利用施設、これは教職員住宅が一番多うございますが、未利用施設を取り壊すべきか、また用途変更をしてでも利用する価値があるか、これは役場内の関係各課からなる庁内検討委員会を設けまして、用途の変更の時期、また解体撤去の順番等を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 大変ありがとうございました。学校の跡地におきましては、私

は地元でございますけども、皆さん方もご承知のように、上色見は地域の皆さん方が一生懸命に上色見小学校の跡地で皆さん方よくご存じのように、よくやっておられて、皆さん方が行ってみられてわかるんですけども、非常に昨日見た廃校の後の学校の跡地と上色見小学校跡を比べます時に、非常に私は上色見の皆さん方には私は感謝をしているわけでございますけども、この跡地はあのままほたって、幽霊屋敷みたいな感じになっている学校と、本当に上色見小学校跡は、皆が一生懸命、今日は特にここに老人会の皆さん方もお出ででございますけども、老人会の皆さん方もこれを利用していただいております。上色見の良くなる会も利用しておりますけども、私は非常に良かったなというような感じで今、私の地域はこのようになっておりますけども、よその地域でもこのようにやはり最初の廃校した時には、やはり何か立ち上げてやりたいというような気持ちはどこでも私はあったと思います。しかしながら、やはりそれが直面いたしまして、現実には学校がなくなってみます時に、やはり結果的にはあと何もできていない、そのような状況であると私は思います。

今、局長が申し上げられましたけれども、跡地の検討委員会の皆さん方とよく相談をされて、各地区で今後、どうなるかわかりませんが、冗談話で、これはもう何かインターネットか何かで載せて、場所のいいところは売ったが いいばいとか、そういうような話も出たような状況でございます。そこら辺は教育委員会、企画財政課、町長さん方、皆さん方頭のいい方がいっぱいおられますので、町のためになるように、今後、いろいろ考えていただきたいと思っております。

最初、私が質問いたしました学校のプールの跡地につきましても、なるべく早く、また学校の施設関係等におきましては、やはり子供達の勉強する場でございますので、何ら支障のないように、そこら辺は教育委員会の皆さん方が先生方とよく相談をされてやっていただきたいと、このように思います。

ちょっと時間があと5分ぐらいございましたけども、時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君の質問を終わります。

これで一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時55分

9 月 2 2 日 (木)

(第 4 日)

## 平成17年第3回高森町議会定例会（第4号）

平成17年9月22日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 議案第50号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

日程第5 特別委員長報告について

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企 画 財 政 課 長	村 上 源 喜 君
商 工 観 光 課 長	岩 下 昭 久 君	住 民 生 活 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君

保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君
代表監査委員	色見弘司君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いを  
す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進め  
ます。

-----○-----

日程第1 意見案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書  
について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 意見案第3号、道路整備の促進及び道路特定財源の  
確保に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番 甲斐直  
三君。

○5番（甲斐直三君） おはようございます。

提出者を代表いたしまして、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意  
見書の趣旨説明をいたします。

皆様もご存じのとおり、道路特定財源は、我が国の立ち遅れた道路整備を緊急か  
つ効率的に行うことを目的として、受益者負担の考え方の下に行われることとな  
ったものであります。

そのような中であって、この意見書にもありますように、道路の整備について  
は、まだまだ十分なものではなく、公共交通機関の乏しい高森町にとっては、道路  
整備は最重要課題となっております。

しかしながら、この受益者負担であります道路特定財源について、国においては  
一般財源化の議論が行われている現状であり、このことは、道路整備の遅れた地方  
にとっては大きな問題であると考えております。

このようなことから、高森町議会といたしましても、道路整備の促進及び道路特  
定財源の確保について、関係機関に対しまして、意見書をもって強く要望するもの  
であります。

よって、このことを十分ご理解をいただきますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第3号、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

## 認定第1号 平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 認定第1号、平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。  
総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月15日午後1時30分より、第2委員会室において、委員全員出席、税務課、二子石課長ほか各係、また、9月16日午前10時より、岩下草部出張所長、桐原野尻出張所長、田上高森出張所長、10時15分より総務課、岩下課長ほか各係、また11時40分より企画財政課、村上課長、甲斐審議員ほか各係、午後3時より会計室、佐伯室長、監査室、議会事務局の各職員の出

席をそれぞれ求め、詳細にわたり説明を受け、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、審査の内容及び結果について、ご報告いたします。

9月16日午前10時より、各関係職員全員出席、委員全員出席のもと、慎重に審議した結果、原案のとおり認定することといたしました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成16年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてご報告いたします。

平成17年9月16日午前10時から第1委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、課長補佐、各係長を、午前10時40分に商工観光課長、課長補佐、係長を、午前11時20分に農林振興課長、アグリセンター長、課長補佐、各係長を、午後1時に水資源対策課長、課長補佐の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。認定第1号、平成16年度高森町各会計

歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第40号 辺地に係る公共的施設の整備計画について**

○議長（相馬俊行君） 議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、9月16日午前11時40分より、第3・4委員会室において、委員全員出席、企画財政課、村上課長、甲斐審議員ほか各係に出席を求め、それぞれ詳細にわたり説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第41号 高森町出張所設置条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 議案第41号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第41号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例については、9月16日午前10時15分より、第3・4委員会室において、委員全員出席、総務課、岩下課長、古澤課長補佐より詳細にわたり説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

私は、議案第41号に反対するものであります。理由は4つあります。

1、平成13年9月に条例改正により設置された高森中央出張所については、当時の意見からすると、設置する必要性について様々な意見が出されておりました。しかしながら、今日、住民サービスの向上、高齢者のための利便性、さらには町税納付の効率性等で高森中心市街地の方々には大変喜ばれている出張所として成長し、機能しているものと確信しています。

2番、出張所の機能については、今後建設される観光交流センターの指定管理者制度の導入に伴い、その制度に移行するまでの1年間は当然、出張所が管理運営していくものが筋だと考えております。中心市街地活性化のためにも出張所を起点としての地域づくり、まちづくりに今後の出張所の役割は重要になってくるものと思っております。

3番、行政改革のための廃止という理由が挙げられますけども、真の改革を目指すためであるならば、他の出張所、野尻出張所、草部出張所を含めた考えに基づいて、出張所機能の役割の人員配置の問題、あるいは地域づくりの拠点としての役割をもっと重要視していくような改革をすべきではないかと考えています。住民の立場での行政改革を進めるべきと考える次第であるからでございます。

4番、出張所に地域づくりの役割を課さないという理由で廃止するというものであれば、近い将来、野尻、草部出張所も廃止されてしまうという恐れもあると考えられるからであり、出張所の機能は今後、住民サービスの向上をメインに地域づくりを進めるものであると確信し、特に、中央出張所においては、他の出張所とは違

い、時間帯をずらす、あるいは町全体の住民サービスに努めるべきと考えるからでございます。

以上、4つの理由で私は反対するものであり、各議員皆様に反対に同意していただくよう願います。以上、終わります。

○議長（相馬俊行君） 賛成討論はありませんか。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 私はこの案件に関しては、執行部提案どおりに賛成するものがあります。以上です。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、野中議員の言われた4つの反対点なんですけれども、確かに筋が通っております。町民の皆様方が本当に期待されている、また利用されているというのは理解をいたしますが、ただ、今、総務課を中心に行っております行財政改革、機構改革、いろいろと積み上げをいたしております。

そういうふうな計画の中において、高森出張所の取り扱いというのも将来においてどうするかということが最大の懸案であったかというふうには聞いておりません。その点からしますと、今回、中心市街地活性化のための建設工事も行われますけれども、やっぱりこういう機会を利用しながら、機構改革、財政改革をしていかざるを得ないという現実も町民の皆様方にご理解をしていただきたいと思います。そのように思っております。

以前みたいに、昭和の時代みたいに、住民の要求を100%クリアできる自治体はそうは存在しなくなってきたんですよと、今からは住民、また行政に携わる者それぞれがお互いのからだ、お互いの時間を費やしながら、この町を将来に向かって発展させていくという意識の転換を図る時期に来たという点からいたしますと、出張所を廃止し、今後の新たなまちづくりにまい進していくということも私は必要ではないかなと思います。

これが国会で言いますと、小泉さんが言われました改革の始まりであるという認識からいたしますと、賛成をし、今後のまちづくりに対して、議会としても期待を持っていきたいと、そのように考えておりますので、野中議員の言われたこと、確かに現状においては、筋が通っておりますけれども、この議案については、執行部の出されたとおり、それを可決することで期待をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、議案第41号について採決いたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第41号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、議案第41号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第42号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第42号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第42号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、9月15日午後1時30分より第2委員会室において、委員全員出席のもと、税務課、二子石課長ほか各係、また9月16日午前10時より総務課、岩下課長、ほか各係、午前11時40分より企画財政課、村上課長、甲斐審議員、ほか各係の出席を求め、それぞれ詳細にわたり説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第42号、平成17年度高森町一般会計補正予算について、審査の内容及び結果についてご報告いたします。

9月16日午前10時より、9月20日同10時より、さらに9月21日午後1時半より、各関係課長、各係長に出席を求め、慎重に議論した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、歳出予算の款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉施設整備費について、委員の中から現地視察を要望する意見があり、9月16日、9月20日と2回視察を行いました。さらに、9月21日、今後の保育体制の動向を心配する意見があり、藤本町長に1時半より委員会に出席を願い、協議を重ねました。21日の委

員会席上、藤本町長より、平成17年12月定例会に平成19年4月1日をもって町内4保育施設、野尻保育園、河原僻地保育園、草部南部保育園、草部北部保育園を統合する旨の条例改正案を提出するという意見が出され、協議した結果、全委員異議なく可とすることに決しております。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第42号、平成17年度高森町一般会計補正予算について、報告いたします。

平成17年9月16日午前10時から第1委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、課長補佐、各係長、午前10時40分に商工観光課長、課長補佐、係長を、午前11時20分に農林振興課長、アグリセンター長、課長補佐、各係長の出席を求め、詳細に説明を受け、また、同日午後1時30分から河原地区の被災現場の確認を行い、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、農林振興課より説明のありました間伐材促進事業については、今回の補正では少なすぎるのではないかとの委員の指摘があり、また農業全般に対しても、支援策が少ないとの意見があり、財政上可能な限り、増額するよう強く要望することといたしましたので、併せて報告いたします。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 今、委員長さんの方からご報告がございました。文教厚生常任委員長の方から出されました保育所の設置のことに對しまして、一言反対ということで討論させていただきます。

この設置につきましても、今まで文教厚生常任委員の中でいろいろご議論されたのは私も十分にわかっておりますけれども、この設置が将来、本当にこれでいいのか、そういう観点から私は反対をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 賛成討論はありませんか。10番 甲斐正一君。

○10番（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

大変、委員会で慎重審議されたものであり、委員会の決定どおり私は賛成討論とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、議案第42号について採決いたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第42号については、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、議案第42号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第43号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第43号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第43号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、9月15日午後1時30分より、第2委員会室において、委員全員出席、税務課、二子石課長ほか各係に出席を求め、詳細にわたり説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第44号 平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第44号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第44号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算については、9月15日午後1時30分より、第2委員会室において、委員全員出席、税務課、二子石課長、ほか各係に出席を求め、詳細にわたり説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第45号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第45号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第45号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について、審査の内容及び結果についてご報告いたします。

9月16日午前10時より、保健福祉課、各関係職員、委員全員出席のもと、慎重に審議した結果、原案のとおり可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第46号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第46号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第46号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、報告いたしま

す。

平成17年9月16日午後1時から、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第47号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第47号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第47号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

平成17年9月16日午後1時から、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第48号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第48号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、9月16日午後2時より、後藤委員だけが欠席、他4人は出席、第3・4委員会室において、企画財政課、村上課長、ほか各係に出席を求め、詳細にわたり説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、この案につきましては、1議員からいろいろ指摘もございましたが、鉄道経営については、理事会なり、また運営委員会あたりでもっと慎重に審議する部分もあるのではないかという意見があったことを付け加えておきます。

以上です。報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第50号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第50号、平成17年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

議案第50号で追加提案いたします平成17年度高森町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

提案いたしました内容は、本年7月8日から12日にかけて梅雨前線豪雨によります被害を受けた町道、林道、農道等の改修に係る経費を補正するものであります。

この災害復旧事業は、9月15日、16日に国土交通省九州財務局の立ち会いで査定が行われたもので、早急に原状回復を行う必要があるため、追加提案をいたしました。

今回の補正額は、1,431万6,000円の追加であります。これを現予算に合算いたしますと、43億7,545万3,000円となります。

5ページの地方債補正は、災害復旧事業に係る起債の増額補正を行うものであります。

以下、歳入の主なものについて申し上げます。

8ページの災害復旧費負担金は、月廻地区の農業施設災害の受益者の負担金であります。また、災害復旧費国庫負担金は、補助事業総額の66.7%を交付されるものでございます。

9ページの災害復旧費県補助金は、林道災害、農業施設災害にそれぞれ50%と65%の交付をされるものであります。また、町債につきましても、災害復旧事業費債を補正するものであり、後年度において償還金の95%が交付税措置されることとなっております。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。

10ページの公共土木施設災害復旧費は、河川3件、道路4件に係る事業費を計上いたしております。

11ページの農林水産業施設災害復旧費は、農道1件と林道1件に係る復旧事業費であります。災害復旧費におきましても、町民の方々の生活基盤の原状回復を図るものでありますことから、この事業の推進に至っては、万全を期していきたいと思っております。

また、なお、台風14号に係る災害復旧関連費につきましても、11月に予定されております事業査定において、現在、災害箇所の調査を行っている状況にありまして、事業費の決定を受け次第、速やかに対応することといたしております。

以上、今回、追加提案いたしました補正予算について、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようによろしくお願いをいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（相馬俊行君） これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございますが、災害はかなり私としては、あっているように認識をいたしておりますし、そのような報告も受けております。今回の補正予算の中で、ちょっと質問させていただきたいんですが、月廻地区の災害復旧工事については、受益者負担というのが出てきておるようでございますが、歳入のところですね。林道災害復旧工事についても、種類によっては、個人受益者負担というのが確か発生するような気もいたしますけれども、これを見ますと、満額予算的には措置されているようでございますが、そのあたりの取り扱いについて、よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 林道債の個人負担というのが出てくる分につきましては、これは共有持ち等の林道でありまして、私どもが今回補正をお願いしている分は、林道台帳の方として整備している林務係で管理している道路になりますので、負担金は出てまいりません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） その林道台帳に、要するに、林道として正式に認めておる、そういうものについては、災害が発生した場合については、じゃあ100%うちの方ですということですね。じゃあ、個人によっては、そこあたりなかなか理解していらっしゃらない方がかなりいるんじゃないかなと思うんですけども、今回はそうですが、ただ、大谷線災害復旧工事については、工事請負費である程度出ていますね。越敷線については、これは人夫と機械借り上げという形で分けていらっしゃる、原材料的にやっけていらっしゃるんですが、これは大体林道台帳にされておって、個人負担がないのであるならば、一括で工事請負費の中で大体越敷線の方も一緒でよかったんじゃないでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 越敷線につきましては、一応まだ査定を受けておりません。査定を受ける準備のために費やします費用でありまして、この分については、一応今後査定状況によって出てくるということになるかと思えます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 査定を受けるということは、被害の状況を見に来られて、これは災害ですよ、災害じゃありませんよという認定があるわけですが、その災害をするために、人夫を出して機械を借りて、何をするんですか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 大変失礼しました。私の方がちょっとあまり簡単に説明したかと思いますが、一応、今回補正を上げています分については、先ほど町長の方から申し上げましたとおり、7月の災害の分でありまして、越敷線については、台風14号ということで、この後に持っていく分でございますが、路肩の方が膨れて、林道をふさいでおりますので、今回上げております金額につきましては、林道をさしより復旧するための応急処置費というふうにお考えいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） それは災害復旧でしょう、だから。そういうやり方は災害復旧工事なんですね。そうすると、じゃあ、台風14号による災害の査定というのはもう終了したわけでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） そちらの方がまだ終わっておりません。今申し上げました

とおり、今現在、道路をふさいでいるというような状況で、応急処置としてこちらの方に計上しているという状況でございまして、今後、11月ぐらいに災害の方の内容査定について入ってきておりますので、多分、この分については、応急としてうちとしては進めておりますが、これは補助の方にしても間に合わないという現状がありますので、その部分についてご理解いただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何度もすみません。通常、林道というのは、今間伐もされていると思うんですけども、まだ山等については、無理に木を切ろうという方達はそうはざらにいらっしゃらないと思うんですね。まだ水をあげている状況です。もし、林道の場合については、概ね12月ぐらいから水をあげなくなった時点で、間伐をされる方がいらっしゃるんですね。それ以外に伐採される方がいらっしゃるんで、その道をふさいでいるから早急にしなくちゃならないという理由がわからないし、町道とか日常的に生活に害をする場合については、それは木が倒れたりとか、町道あたりでしたところは皆さんがされたとおりの、台風が通過して、その期間中あたりにでも木を伐採して、一般の車両が通れるようにするという事はわかるんですよ。ところが、林道がなぜ災害査定をする前に、あえてこれを除去しなくてはならなかったのか。除去しなければならぬのか。また、除去するにしても、じゃあ、除去した後も、これが災害査定において、これは認められませんという結果を生じた時にはどうなるのか、この取り扱いははっきりせんままで、こういうことをしていいのかどうかということをやっと私は疑問視をいたしますが、これは建設課の担当なんでしょうけれども、総務課長、あなたも経験されておる。今まで何回か、こういうことをされた経験ございますか。

○議長（相馬俊行君） その前に建設課長から、建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに佐伯議員がおっしゃいますとおりの内容でございまして、今回、この費用につきましては、そこを利用していらっしゃる方が現在、今、間伐材の搬出をされております。そういうような状況下でもありまして、早急に土砂の撤去ということでの申し入れもあっておりますので、十分農林振興課長あたりとも協議した上、今回、計上させていただきました。どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） まず最初に、林道台帳というような言葉が出ました。これは、町が開設をし、町が維持管理をしている林道という意味だと私は思います。一

般の例えば民間でつくられた作業道等の林道については、先ほど申し上げましたように、個人の負担があるというふうにお考えをまずいただきたいと思います。

町が管理している林道ということで、そこを利用されている方がおるということで、応急的な行為として作業をされたものというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） わかりました。町が開設して、維持管理をしている場合については、こういうふうなこともあり得るということですね。私はもし今の総務課長の説明がなかったら、今から先、林道、農道、すべての面において、災害が起きた場合について、使用しているから早急に土砂除去等についてはお願いしますということ随時やっていこうかなというふうに考えました。ただ、何ができるかと言われるけれども、今回みたいに説明が不足してくると、それを要求してくる方がいらっしゃるわけですよ。要するに、災害査定する前にじゃあ土砂除去ができるのであれば、自分のところも除去させてくれ、除去してくれって、公共災として認定される前にもう機械借り上げて、人夫もして、要するに、実行費用だけでいいからやってくれっていう方が出てくるんですよ。だから、そのあたりの説明をやっぴりちゃんとしていただかないと、やっぱり私達だってわからない。でないと、やっぱりそこあたりの説明はちゃんとしていただきたいと思います。

それと、工期の問題ですね、する以上は災害復旧というのが緊急かつ必要だからするわけで、やっぱり工期も今町の中の工事を見ても、入札が終わって、看板を立てて、それから先ずっとしばらくは手もつけないで終わり方になって始めるというところがいらっしゃるんですね。実際、高森中学校のところの天神前原線も夏休みに何回か行ったんです。夏休み以前に入札されて、工事が発注されていながら、じゃあ、夏休み中に子どもが出入りしない時に工事をしてあげばいいものを、夏休みが終わろうとする時にわざわざ工事を始めて、重機を入れてされていらっしゃる。そのように、非常にアンバランスなんです。要するに、その時の利便性とか、利用者のことを考えないんですよ。ですから、こういうふうな災害復旧についても、やっぱり利用者がいらっしゃるから早急にしなくちゃならないということであるならば、そのあたりについても、発注した後はちゃんとした管理、工事の進捗状況、そのあたりについては、工事の実行計画が出ると思います。それに沿ってちゃんと進んでいるかどうかの検査まで確実にやっていただかんと、今から先はいろいろな問題が私は発生すると思いますので、建設課長さん、よろしく願いをいた

します。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成17年度高森町一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。申し出があっている常任委員会から報告をしていただきます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会から所管事務調査報告をさせていただきます。

9月20日午前10時より、教育長、局長、次長、全委員出席して、町内の廃校となった学校跡地視察を行いました。その中で、廃校となった校舎、職員住宅、その老朽化が非常に進み、生涯学習センターの施設としての役割を果たしていないことから、早急に年次計画を立て、取り壊す方向やあるいは職員住宅の他の利用法を検討する必要があるということでもとまりました。

さらに、新入学時の祝い金の取り扱いについて、今後、就学前園児2年間の園児の保護者に対してアンケート調査を行い、現行のランドセル支給でいいのか、あるいはその他の方法を望む声がありはしないかという実態調査を行い、意見を取りまとめ、早い時期に答えを出すよう強く要望することとなりました。

以上、報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 特別委員長の報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会のご報告を申し上げます。

9月14日午後1時25分から第1・第2委員会室において、委員全員と関係職員9名の出席のもと、委員会を開催しました。まず、台風14号による町民バスの河原線を当分の間、一部変更し運行する旨の報告がありました。次に、産交バスから路線バス馬原線について10月1日から減便し、その他の路線についても、平成18年10月1日を目処に町と協議を行った上で、順次減便する旨の申し出がされているとの報告がありました。これに伴い、町助成金についても減額されることとなります。また、バス事業者から道路に張り出した木の枝等により運行に障害があり、除去をしてもらいたいとの要望が出ていた件については、バス運行についてはある程度、地元管理も必要であり、次回駐在嘱託員会議において説明の上、地元にご協力を願うよう要望することになりました。

また、9月21日午後1時から企画財政課担当職員を参集の上、町民バス草部南部線の運行路線変更について、協議を行った結果、運行路線を一部変更する旨バス事業者を通して申請することとなりました。

以上、6月定例会以来における交通総合対策特別委員会報告といたします。

なお、本特別委員会におきましては、その調査期限を調査終了までとし、議会の閉会中の交通総合対策に関する調査についても、調査終了まで継続して行うことに特別委員会では決定しておりますので、併せて報告いたします。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田でございます。

9月14日、開会日でございますけれども、午後1時より広報特別委員全員出席のもとに委員会を開催をいたしましたけれども、前回、6月定例会以降につきましては、大変皆さん方ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

また、9月定例会の広報におきましても、なるべく早く出したいというようなこ

とで、皆さん方、広報委員一同一生懸命がんばっております。表紙とかいろんな中身について、少し協議をいたしましたけども、何はともあれ、議会議員の皆さん方の各関係の常任委員長さん、特別委員長さん、皆さん方の原稿が出ないことには、私ども広報が出せませんので、議員の皆さん方にはよろしくお願いを申し上げます。

なお、本特別委員会につきましては、その調査期限を調査終了までとし、議会の閉会中の議会広報に関する調査についても、調査終了まで継続して行うことに特別委員会で決定しておりますので、併せて報告をいたします。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

企業等誘致特別委員会報告をいたします。

9月15日午後1時より、第2委員会室において、委員全員と企画財政課長、審議員、同補佐に出席を求め、委員会を開催しました。まず、企画財政審議員より7月21日から8月9日にかけて実施した地域住民との意見交換会について、6地区それぞれの状況について報告を受けました。地域を上げて賛成の地域がある反面、公共的施設、民間企業の誘致には賛成するものの、矯正施設には反対との地区もあったとのことでありました。特に、前原地区においては、8月19日の日付で、公共的施設等誘致に関する要望書が町長宛に提出され、その内容はソフトの村への公的施設を含めた企業誘致には大いに賛成であるが、世界の阿蘇、根子岳の麓に刑務所はふさわしくなく、刑務所を除いた公的施設誘致に取り組んでもらいたいとの要望書であったとの報告を受けました。

このようなことから、総合的に判断した結果、検討委員会設置については、熊本県のソフトの村用地に対する今後の方向、及び民間企業の進出の状況を見極めた上で設置したいとのことでありましたので、委員会としましても同意いたしました。

次に、今後における誘致の進め方につきましては、検討委員会設置と同様に、熊本県のソフトの村用地に対する今後の方向及び民間企業の進出の状況、また国における矯正施設設置に関する情報等の収集に努め、その結果に基づいた上で対応することといたしました。

以上、6月定例会以降の当委員会の活動状況及び審議の状況についての報告を終わります。

なお、本特別委員会につきましては、その調査期限を調査終了までとし、議会の閉会中の企業等誘致に関する調査についても、調査終了まで継続して行うことに特別委員会で決定しておりますので、併せて報告いたします。報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の報告をいたします。

9月21日午後1時より第2委員会室において、委員全員出席し、岩下総務課長、古澤課長補佐に出席を求め、特別委員会を開いたところでございます。今回、県より示された行財政改革の推進の指針、そのヒヤリングの結果の報告を受けました。委員全員、想像以上の厳しい内容であり、町として、今後どうそれを実働に移していくかがカギになろうかというふうに思った次第でございます。本会議でも改革の第一歩ということで、出張所廃止も決定をされました。ますます改革が進んでいくために、議員各位の決意もこれから必要ではないかというふうに思っておるところでございます。

以上、6月定例会以降の特別委員会での報告といたします。

なお、本特別委員会につきましては、その調査期限を調査終了までとし、議会の閉会中の行財政改革に関する調査についても調査終了まで継続して行うことに特別委員会で決定しておりますので、併せて報告をいたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

ただいまの各特別委員長の報告のとおり、各特別委員会の調査期限につきましては、調査終了までとし、各特別委員会における調査事項の議会閉会中の調査についても、調査終了まで継続して付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会の調査期限及び閉会中の継続調査につきましては、各特別委員長の報告のとおり付託することに決定いたしました。

以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元の配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成17年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成17年第3回定例会

平成17年9月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行  
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111